

## 第 1 編 総則

凡例 赤字：修正 青字：改定前

## 第 2 章 防災面から見た箱根町の特性

P10 第 1 編  
第 2 章

6.1(1)防災力の概要  
ア. 職員数、参集時間等

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分		30分以内	1時間以内	2時間以内	3時間以内	3時間以上	合 計
湯 本 ブロック	町内者	13	0	0	0	0	13
	町外者	1	11	32	43	43	130
	計	14	11	32	43	43	143
	比 率	9.8	7.7	22.4	30.1	30.1	100.0
畑 宿 ブロック	職員数	—	—	—	—	—	—
	比 率	—	—	—	—	—	—
大平台 ブロック	職員数	1	—	—	—	—	1
	比 率	100.0	—	—	—	—	100.0
宮ノ下 ブロック	職員数	5	—	—	—	—	5
	比 率	100.0	—	—	—	—	100.0
二ノ平 ブロック	職員数	—	—	—	—	—	—
	比 率	—	—	—	—	—	—
宮城野 ブロック	職員数	11	—	—	—	—	11
	比 率	100.0	—	—	—	—	100.0
仙石原 ブロック	職員数	14	1	—	—	—	15
	比 率	93.3	6.7	—	—	—	100.0
芦之湯 ブロック	職員数	—	—	—	—	—	—
	比 率	—	—	—	—	—	—
箱 根 ブロック	職員数	6	—	—	—	—	6
	比 率	100.0	—	—	—	—	100.0
						合 計	181

(注) 災害時は上記 9 ブロックの指定場所へ参集する。

(注) 休職及び徒歩免除者等を除くもの。

6.1(1)防災力の概要

ア. 職員数、参集時間等

(ア) 災害対策本部職員

(令和 6 年 2 月 22 日現在)

企画 観光	局部課	3時間以内			4時間	5時間以上	計
		1時間	2時間	3時間			
企画 観光	企画課		2	4	7	1	14
	観光課	2		3	2	1	8
総務	総務防災課	2	4	5	1	2	14
	町民課	1	1	2	2		6
	財務課	2	1	3	1		7
	税務課	1	2	3	4	2	12
	会計課				1	2	3
	議会事務局			2			2
福祉	福祉課	1	1	6	6		14
	子育て支援課		2		3	2	7
	保険健康課		2	3	2		7
環境 整備	都市整備課	1	2	5	1	2	11
	上下水道温泉課	2	3	1	3	1	10
	環境課	2	3	2			7
教育	学校教育課		2	2	1	1	6
	生涯学習課	1	1	3	1	1	7
参集職員		15	26	44	35	15	135
参集率		11%	30%	63%	89%	100%	

(イ) 前進基地職員(町内在住職員)

(令和 6 年 2 月 22 日現在)

前進 基地	局部課	3時間以内			4時間	5時間以上	計
		1時間	2時間	3時間			
前進 基地	湯本出張所	18					18
	温泉出張所	10					10
	宮城野出張所	13					13
	仙石原出張所	16					16
	箱根出張所	8					8
参集職員		65					65
参集率		100%					

## 第3章 防災ビジョン

P13	第1編 第2章	<p>(3) 主なその他の協定の締結状況</p>	<p>(3) 主なその他の協定の締結状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における避難所開設の協力に関する覚書 (R2～町内ホテル旅館等 13 施設)</li> <li>・災害時における燃料等の調達に関する協定 (R6.9.2 相原興業株式会社)</li> <li>・災害時等における箱根温泉旅館ホテル協同組合との包括的連携協力に関する協定 (R6.10.17 箱根温泉旅館ホテル協同組合)</li> </ul>																																																																																																																																																																																																																
P13	第1編 第2章	<p><b>6.2 要配慮者の概況</b></p> <p>(1) 対象者数</p> <p>① 高齢者</p> <p style="text-align: right;">(作成日：令和4年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年令 (歳)</th> <th>人数 (人)</th> <th>年令 (歳)</th> <th>人数 (人)</th> <th>年令 (歳)</th> <th>人数 (人)</th> <th>年令 (歳)</th> <th>人数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>65</td><td>156</td><td>70</td><td>184</td><td>80</td><td>169</td><td>90</td><td>58</td></tr> <tr><td>66</td><td>187</td><td>71</td><td>223</td><td>81</td><td>156</td><td>91</td><td>31</td></tr> <tr><td>67</td><td>174</td><td>72</td><td>258</td><td>82</td><td>132</td><td>92</td><td>34</td></tr> <tr><td>68</td><td>179</td><td>73</td><td>238</td><td>83</td><td>110</td><td>93</td><td>33</td></tr> <tr><td>69</td><td>169</td><td>74</td><td>250</td><td>84</td><td>98</td><td>94</td><td>22</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>75</td><td>171</td><td>85</td><td>106</td><td>95</td><td>22</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>76</td><td>157</td><td>86</td><td>99</td><td>96</td><td>20</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>77</td><td>180</td><td>87</td><td>95</td><td>97</td><td>15</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>78</td><td>174</td><td>88</td><td>61</td><td>98</td><td>12</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>79</td><td>164</td><td>89</td><td>73</td><td>99</td><td>4</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>100～</td><td>11</td></tr> <tr> <td>小計</td> <td>865</td> <td>小計</td> <td>1999</td> <td>小計</td> <td>1099</td> <td>小計</td> <td>262</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計 4,225 人</p> <p>上記のうち、要支援高齢者 192 人、要介護高齢者 566 人 単身高齢者 1,658 人</p> <p>② 障がい等 (令和4年4月1日現在)</p> <p>ア. 身体障がい者 (児) 427 人 (1級-183 人 2級-66 人 3級-51 人 4級-95 人 5級-15 人 6級-17 人)</p> <p>イ. 知的障がい者 (児) 108 人 (最重度- 3 人 重度-24 人 中度-33 人、軽度- 8 人)</p> <p>ウ. 精神障がい者 (児) 44 人 (1級-7 人 2級- 20 人 3級- 17 人)</p> <p>③ 乳児 70 人 (3 年度出生数)</p> <p>④ 外国人町民 574 人</p> <p>(2) 登録者数 315 人 (平成 30 年 4 月 1 日現在)</p> <p><b>6.3 観光客 (令和4年)</b></p> <p>ア. 年間 総数 17,360,000 人      うち日帰客延人員 13,910,000 人</p> <p>イ. 1日当たり 47,561 人</p>	年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)	65	156	70	184	80	169	90	58	66	187	71	223	81	156	91	31	67	174	72	258	82	132	92	34	68	179	73	238	83	110	93	33	69	169	74	250	84	98	94	22			75	171	85	106	95	22			76	157	86	99	96	20			77	180	87	95	97	15			78	174	88	61	98	12			79	164	89	73	99	4							100～	11	小計	865	小計	1999	小計	1099	小計	262	<p><b>6.2 要配慮者の概況</b></p> <p>(1) 対象者数</p> <p>① 高齢者</p> <p style="text-align: right;">(作成日：令和7年1月1日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年令 (歳)</th> <th>人数 (人)</th> <th>年令 (歳)</th> <th>人数 (人)</th> <th>年令 (歳)</th> <th>人数 (人)</th> <th>年令 (歳)</th> <th>人数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>65</td><td>138</td><td>70</td><td>166</td><td>80</td><td>157</td><td>90</td><td>55</td></tr> <tr><td>66</td><td>165</td><td>71</td><td>167</td><td>81</td><td>155</td><td>91</td><td>49</td></tr> <tr><td>67</td><td>135</td><td>72</td><td>162</td><td>82</td><td>142</td><td>92</td><td>50</td></tr> <tr><td>68</td><td>149</td><td>73</td><td>179</td><td>83</td><td>149</td><td>93</td><td>34</td></tr> <tr><td>69</td><td>181</td><td>74</td><td>207</td><td>84</td><td>129</td><td>94</td><td>20</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>75</td><td>235</td><td>85</td><td>116</td><td>95</td><td>20</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>76</td><td>217</td><td>86</td><td>94</td><td>96</td><td>20</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>77</td><td>227</td><td>87</td><td>72</td><td>97</td><td>10</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>78</td><td>149</td><td>88</td><td>76</td><td>98</td><td>9</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>79</td><td>139</td><td>89</td><td>80</td><td>99</td><td>11</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>100～</td><td>14</td></tr> <tr> <td>小計</td> <td>768</td> <td>小計</td> <td>1848</td> <td>小計</td> <td>1170</td> <td>小計</td> <td>292</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計 4,078 人 (単身高齢者 1,673 人)</p> <p>上記のうち、</p> <p>② 障がい等 (令和7年4月現在)</p> <p>ア. 身体障がい者 396 人 (1級-173 人 2級-52 人 3級-49 人 4級-92 人 5級-13 人 6級-17 人)</p> <p>イ. 知的障がい者 110 人 (最重度-11 人 重度-20 人 中度-30 人、軽度-48 人)</p> <p>ウ. 精神障がい者 (児) 51 人 (1級-7 人 2級- 28 人 3級-16 人)</p> <p>③ 乳児 63 人 (6 年度出生数)</p> <p>④ 外国人町民 1231 人</p> <p>(2) 要介護認定数 (令和6年3月現在) 806 人 (要支援 1-83 人、要支援 2-96 人、要介護 1-221 人、要介護 2-121 人、 要介護 3-127 人、要介護 4-93 人、要介護 5-65 人)</p> <p><b>6.3 観光客 (令和6年)</b></p> <p>ア. 年間 総数 20,310,000 人      うち日帰客延人員 16,325,610 人</p> <p>イ. 1日当たり 55,643 人      うち日帰り人口 44,727 人</p>	年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)	65	138	70	166	80	157	90	55	66	165	71	167	81	155	91	49	67	135	72	162	82	142	92	50	68	149	73	179	83	149	93	34	69	181	74	207	84	129	94	20			75	235	85	116	95	20			76	217	86	94	96	20			77	227	87	72	97	10			78	149	88	76	98	9			79	139	89	80	99	11							100～	14	小計	768	小計	1848	小計	1170	小計	292
年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)																																																																																																																																																																																																												
65	156	70	184	80	169	90	58																																																																																																																																																																																																												
66	187	71	223	81	156	91	31																																																																																																																																																																																																												
67	174	72	258	82	132	92	34																																																																																																																																																																																																												
68	179	73	238	83	110	93	33																																																																																																																																																																																																												
69	169	74	250	84	98	94	22																																																																																																																																																																																																												
		75	171	85	106	95	22																																																																																																																																																																																																												
		76	157	86	99	96	20																																																																																																																																																																																																												
		77	180	87	95	97	15																																																																																																																																																																																																												
		78	174	88	61	98	12																																																																																																																																																																																																												
		79	164	89	73	99	4																																																																																																																																																																																																												
						100～	11																																																																																																																																																																																																												
小計	865	小計	1999	小計	1099	小計	262																																																																																																																																																																																																												
年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)																																																																																																																																																																																																												
65	138	70	166	80	157	90	55																																																																																																																																																																																																												
66	165	71	167	81	155	91	49																																																																																																																																																																																																												
67	135	72	162	82	142	92	50																																																																																																																																																																																																												
68	149	73	179	83	149	93	34																																																																																																																																																																																																												
69	181	74	207	84	129	94	20																																																																																																																																																																																																												
		75	235	85	116	95	20																																																																																																																																																																																																												
		76	217	86	94	96	20																																																																																																																																																																																																												
		77	227	87	72	97	10																																																																																																																																																																																																												
		78	149	88	76	98	9																																																																																																																																																																																																												
		79	139	89	80	99	11																																																																																																																																																																																																												
						100～	14																																																																																																																																																																																																												
小計	768	小計	1848	小計	1170	小計	292																																																																																																																																																																																																												
P14	第1編 第2章	<p>③ 乳児 70 人 (3 年度出生数)</p> <p>④ 外国人町民 574 人</p> <p>(2) 登録者数 315 人 (平成 30 年 4 月 1 日現在)</p> <p><b>6.3 観光客 (令和4年)</b></p> <p>ア. 年間 総数 17,360,000 人      うち日帰客延人員 13,910,000 人</p> <p>イ. 1日当たり 47,561 人</p>	<p>③ 乳児 63 人 (6 年度出生数)</p> <p>④ 外国人町民 1231 人</p> <p>(2) 要介護認定数 (令和6年3月現在) 806 人 (要支援 1-83 人、要支援 2-96 人、要介護 1-221 人、要介護 2-121 人、 要介護 3-127 人、要介護 4-93 人、要介護 5-65 人)</p> <p><b>6.3 観光客 (令和6年)</b></p> <p>ア. 年間 総数 20,310,000 人      うち日帰客延人員 16,325,610 人</p> <p>イ. 1日当たり 55,643 人      うち日帰り人口 44,727 人</p>																																																																																																																																																																																																																

ページ	改正前（旧）	改正後（新）																								
P19 第1編 第3章	<p>2. 計画の前提—想定する被害程度—</p> <p>(2) 地震災害</p> <p>この想定は、神奈川県地震被害想定調査報告書（概要版）（平成 27 年 3 月）に基づき、表 2 に示す 6 つの想定地震が発生したと仮定した場合の被害を想定している。（以下略）</p> <p style="text-align: center;">表 2 想定地震一覧</p> <table border="1" data-bbox="477 457 1567 1818"> <tr> <td data-bbox="477 457 759 573">③神奈川県西部地震</td> <td data-bbox="759 457 1567 573">神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22 年 3 月策定）の減災目標としている地震であることから想定地震としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 573 759 999">⑤南海トラフ巨大地震</td> <td data-bbox="759 573 1567 999">南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから想定地震としている。 なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響について考慮せざるを得ないものの、他の最大クラスの津波が想定される地震の中では、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さいことから、津波避難に重点を置いた応急対策を検討するのに適しているため、津波避難のシナリオが作成されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 999 759 1213">①都心南部直下地震</td> <td data-bbox="759 999 1567 1213">首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 の地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されていることから、想定地震としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1213 759 1451">④東海地震</td> <td data-bbox="759 1213 1567 1451">駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置付けていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策協地域に指定されていることから、想定地震としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1451 759 1608">②三浦半島断層群の地震</td> <td data-bbox="759 1451 1567 1608">三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22 年 3 月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1608 759 1818">⑥大正型関東地震</td> <td data-bbox="759 1608 1567 1818">相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であることから想定地震としている。</td> </tr> </table>	③神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22 年 3 月策定）の減災目標としている地震であることから想定地震としている。	⑤南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから想定地震としている。 なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響について考慮せざるを得ないものの、他の最大クラスの津波が想定される地震の中では、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さいことから、津波避難に重点を置いた応急対策を検討するのに適しているため、津波避難のシナリオが作成されている。	①都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 の地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されていることから、想定地震としている。	④東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置付けていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策協地域に指定されていることから、想定地震としている。	②三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22 年 3 月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としている。	⑥大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であることから想定地震としている。	<p>2. 計画の前提—想定する被害程度—</p> <p>(2) 地震災害</p> <p>この想定は、神奈川県地震被害想定調査報告書（令和 7 年 3 月）に基づき、表 2 に示す 6 つの想定地震が発生したと仮定した場合の被害を想定している。（以下略）</p> <p style="text-align: center;">表 2 想定地震一覧</p> <table border="1" data-bbox="1632 457 2721 1829"> <tr> <td data-bbox="1632 457 1914 573">①神奈川県西部地震</td> <td data-bbox="1914 457 2721 573">神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震。 【発生確率】過去 400 年の間に同クラスの地震が 5 回発生</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1632 573 1914 999">②南海トラフ巨大地震</td> <td data-bbox="1914 573 2721 999">南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。 【発生確率】南海トラフ地震は 30 年以内 80%程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1632 999 1914 1220">③都心南部直下地震</td> <td data-bbox="1914 999 2721 1220">首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 の地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。 【発生確率】南関東地域の M7 クラスの地震が 30 年間で 70%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1632 1220 1914 1461">④東海地震</td> <td data-bbox="1914 1220 2721 1461">駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置付けていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策協地域に指定されている。 【発生確率】南海トラフ地震は 30 年以内 80%程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1632 1461 1914 1598">⑤三浦半島断層群の地震</td> <td data-bbox="1914 1461 2721 1598">三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震。 【発生確率】30 年以内 6～11%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1632 1598 1914 1829">⑥大正型関東地震</td> <td data-bbox="1914 1598 2721 1829">相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であり、神奈川県地震防災戦略の減災目標としている。 【発生確率】30 年以内 ほぼ 0%から 6%(200 年から 400 年の発生間隔)</td> </tr> </table>	①神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震。 【発生確率】過去 400 年の間に同クラスの地震が 5 回発生	②南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。 【発生確率】南海トラフ地震は 30 年以内 80%程度	③都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 の地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。 【発生確率】南関東地域の M7 クラスの地震が 30 年間で 70%	④東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置付けていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策協地域に指定されている。 【発生確率】南海トラフ地震は 30 年以内 80%程度	⑤三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震。 【発生確率】30 年以内 6～11%	⑥大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であり、神奈川県地震防災戦略の減災目標としている。 【発生確率】30 年以内 ほぼ 0%から 6%(200 年から 400 年の発生間隔)
③神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22 年 3 月策定）の減災目標としている地震であることから想定地震としている。																									
⑤南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから想定地震としている。 なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響について考慮せざるを得ないものの、他の最大クラスの津波が想定される地震の中では、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さいことから、津波避難に重点を置いた応急対策を検討するのに適しているため、津波避難のシナリオが作成されている。																									
①都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 の地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されていることから、想定地震としている。																									
④東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置付けていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策協地域に指定されていることから、想定地震としている。																									
②三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22 年 3 月策定）の減災目標としている地震であることから、想定地震としている。																									
⑥大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であることから想定地震としている。																									
①神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震。 【発生確率】過去 400 年の間に同クラスの地震が 5 回発生																									
②南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。 【発生確率】南海トラフ地震は 30 年以内 80%程度																									
③都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 の地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。 【発生確率】南関東地域の M7 クラスの地震が 30 年間で 70%																									
④東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置付けていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策協地域に指定されている。 【発生確率】南海トラフ地震は 30 年以内 80%程度																									
⑤三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の活断層型の地震。 【発生確率】30 年以内 6～11%																									
⑥大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であり、神奈川県地震防災戦略の減災目標としている。 【発生確率】30 年以内 ほぼ 0%から 6%(200 年から 400 年の発生間隔)																									

P21 第1編 第3章

表4 箱根町の地震被害－1 (神奈川県地震被害想定調査報告書、平成27年3月)

想定地震		神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	都心南部 直下地震	
被害想定項目					
マグニチュード		6.7	7.0	7.3	
町内の最大震度		6強	6弱	5強	
町の液化化可能性		低い	高い	かなり低い	
建物被害	全壊棟数 (棟)	270	10	0	
	半壊棟数 (棟)	1,070	200	*	
火災被害	出火件数 (件)	0	0	*	
	消失棟数 (棟)	0	0	*	
死傷者数	死者数 (人)	*	0	0	
	重傷者数 (人)	*	*	0	
	中等症者数 (人)	30	10	0	
	軽症者数 (人)	50	20	*	
避難者数	1日目～3日目 (人)	400	130	*	
	4日目～1週間後 (人)	400	130	*	
	1カ月後 (人)	400	130	*	
要配慮者	避難者	高齢者数 (人)	50	20	*
		要介護者数 (人)	10	*	0
	断水人口	高齢者数 (人)	0	0	0
		要介護者数 (人)	0	0	0
	家屋被害	高齢者数 (人)	660	30	*
		要介護者数 (人)	160	*	0
帰宅困難者数	直後 (人)	2,660	2,660	2,660	
	1日後 (人)	2,660	2,660	0	
	2日後 (人)	0	0	0	
自力脱出困難者 (要救出者) (人)		*	*	0	
ライフライン	上水道	断水人口 (人)	520	50	*
	下水道	機能支障人口 (人)	240	140	70
	都市ガス	供給停止件数 (戸)	840	0	0
	LPガス	供給支障数 (戸)	100	0	0
	電力	停電件数 (軒)	20,550	10	0
	通信	不通回線数 (回線)	6,450	*	0
エレベーター停止台数 (台)		130	20	*	
災害廃棄物量 (万トン)		3	1	*	

※冬18時の想定。ただし、帰宅困難者数は平日12時の想定。  
 ※「\*」は、わずか(計算上0.5以上10未満)。計算上0.5未満は、0としています。

表4 箱根町の地震被害－1 (神奈川県地震被害想定調査報告書令和7年3月)

想定地震		神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	都心南部 直下地震	
被害想定項目					
マグニチュード		6.7	9	7.3	
町内の最大震度		6弱	6強	6弱	
町の液化化可能性		低い	高い	かなり低い	
建物被害	全壊棟数 (棟)	50	*	*	
	半壊棟数 (棟)	500	200	10	
火災被害	出火件数 (件)	0	0	0	
	消失棟数 (棟)	*	*	*	
死傷者数	死者数 (人)	0	0	0	
	重傷者数 (人)	0	0	0	
	中等症者数 (人)	20	10	0	
	軽症者数 (人)	50	30	0	
避難者数	1日目～3日目 (人)	180	70	0	
	4日目～1週間後 (人)	180	60	0	
	1カ月後 (人)	170	70	0	
要配慮者	避難者	高齢者数 (人)	50	10	*
		要介護者数 (人)	*	*	*
	断水人口	高齢者数 (人)	100	10	*
		要介護者数 (人)	10	*	*
	家屋被害	高齢者数 (人)	100	20	*
		要介護者数 (人)	10	*	*
帰宅困難者数	直後 (人)	50,040	50,040	50,040	
	1日後 (人)	1,620	1,310	10,530	
	2日後 (人)	1,620	1,310	10,230	
自力脱出困難者 (要救出者) (人)		*	*	*	
ライフライン	上水道	断水人口(直後) (人)	320	50	0
	下水道	機能支障人口 (人)	200	190	80
	都市ガス	供給停止件数 (戸)	*	*	*
	LPガス	供給支障数 (戸)	60	*	*
	電力	停電件数 (軒)	220	10	*
	通信	不通回線数 (回線)	70	*	*
エレベーター停止台数 (台)		*	10	*	
災害廃棄物量 (万トン)		*	*	*	

※冬18時の想定。ただし、帰宅困難者数は「通勤・通学者」と「観光客数」の合計を示す。  
 ※「\*」は、わずか(計算上0.5以上10未満)。計算上0.5未満は、0としています。

P22 第1編 第3章

表4 箱根町の地震被害－2 (神奈川県地震被害想定調査報告書、平成27年3月)

被害想定項目		想定地震		東海地震	三浦半島断層群の地震	大正型関東地震
		東海地震	三浦半島断層群の地震	東海地震	三浦半島断層群の地震	大正型関東地震
マグニチュード				7.3	7.0	8.2
町内の最大震度				5強	4	6強
町の液化化可能性				高い	かなり低い	高い
建物被害	全壊棟数 (棟)			*	0	330
	半壊棟数 (棟)			120	0	1,500
火災被害	出火件数 (件)			0	0	0
	消失棟数 (棟)			0	0	0
死傷者数	死者数 (人)			0	0	10
	重傷者数 (人)			0	0	*
	中等症者数 (人)			*	0	80
	軽症者数 (人)			10	0	130
避難者数	1日目～3日目 (人)			80	0	1,220
	4日目～1週間後 (人)			80	0	1,220
	1カ月後 (人)			80	0	1,220
要配慮者	避難者	高齢者数 (人)		10	0	150
		要介護者数 (人)		*	0	40
	断水人口	高齢者数 (人)		0	0	0
		要介護者数 (人)		0	0	0
	家屋被害	高齢者数 (人)		20	0	250
		要介護者数 (人)		*	0	70
帰宅困難者数	直後 (人)			2,660	2,660	2,660
	1日後 (人)			2,660	0	2,660
	2日後 (人)			0	0	2,660
自力脱出困難者 (要救出者) (人)				*	0	10
ライフライン	上水	断水人口 (直後) (人)		30	0	1,120
		機能支障人口 (人)		140	0	300
	都市ガス	供給停止件数 (戸)		0	0	840
		供給支障数 (戸)		0	0	100
	電力	停電件数 (軒)		*	0	20,550
	通信	不通回線数 (回線)		*	0	6,460
エレベーター停止台数 (台)				20	0	130
災害廃棄物量 (万トン)				1	0	10

※冬18時の想定。ただし、帰宅困難者数は平日12時の想定。  
 ※「\*」は、わずか(計算上0.5以上10未満)。計算上0.5未満は、0としています。

表4 箱根町の地震被害－2 (神奈川県地震被害想定調査報告書、令和7年3月)

被害想定項目		想定地震		東海地震	三浦半島断層群の地震	大正型関東地震
		東海地震	三浦半島断層群の地震	東海地震	三浦半島断層群の地震	大正型関東地震
マグニチュード				8	7.0	8.2
町内の最大震度				6弱	5弱	6強
町の液化化可能性				高い	かなり低い	高い
建物被害	全壊棟数 (棟)			*	0	280
	半壊棟数 (棟)			130	0	1,270
火災被害	出火件数 (件)			0	0	0
	消失棟数 (棟)			0	0	*
死傷者数	死者数 (人)			0	0	10
	重傷者数 (人)			0	0	0
	中等症者数 (人)			10	0	60
	軽症者数 (人)			20	0	100
避難者数	1日目～3日目 (人)			50	0	480
	4日目～1週間後 (人)			40	0	480
	1カ月後 (人)			40	0	470
要配慮者	避難者	高齢者数 (人)		*	*	150
		要介護者数 (人)		*	*	20
	断水人口	高齢者数 (人)		10	*	180
		要介護者数 (人)		*	*	20
	家屋被害	高齢者数 (人)		20	0	310
		要介護者数 (人)		*	0	40
帰宅困難者数	直後 (人)			50,040	0	50,040
	1日後 (人)			1,310	0	34,410
	2日後 (人)			1,310	0	32,850
自力脱出困難者 (要救出者) (人)				*	*	10
ライフライン	上水	断水人口 (直後) (人)		40	0	620
		機能支障人口 (人)		170	0	390
	都市ガス	供給停止件数 (戸)		*	*	160
		供給支障数 (戸)		*	*	90
	電力	停電件数 (軒)		*	0	1,350
	通信	不通回線数 (回線)		*	*	400
エレベーター停止台数 (台)				10	*	*
災害廃棄物量 (万トン)				*	0	*

※冬18時の想定。ただし、帰宅困難者数は「通勤・通学者」と「観光客数」の合計を示す。  
 ※「\*」は、わずか(計算上0.5以上10未満)。計算上0.5未満は、0としています。

ページ	改正前（旧）	改正後（新）
P23 第1編 第3章	<p>3 計画の目的</p> <p>(1) 計画の目標－対策の緊急度・重要度－</p> <p>① ランク I</p> <p>ア. 地震による人命危険の解消（対策）</p> <p>「2. 計画の前提」で示した想定地震のうち、都心南部直下地震及び神奈川県西部地震についてはその発生の切迫性が指摘されており、要注意の状況にある。特に神奈川県西部地震では町内において大きな人的・物的被害が予想されている。</p>	<p>3 計画の目的</p> <p>(1) 計画の目標－対策の緊急度・重要度－</p> <p>① ランク I</p> <p>ア. 地震による人命危険の解消（対策）</p> <p>「2. 計画の前提」で示した想定地震のうち、<b>神奈川県西部地震、南海トラフ地震及び都心南部直下地震</b>については、<b>地震発生の確率が高いとされている</b>。特に神奈川県西部地震では、<b>いくつかの異論も唱えられているものの、約70年間隔でほぼ定期的に繰り返し発生し、現在は次の発生時期にあたっているともいわれ、地震が発生した場合には町内において大きな人的・物的被害が予想されている</b>。</p>
P25 第1編 第3章	<p>(3) 計画策定上の留意点</p> <p>② 多数の観光客を念頭においた計画</p> <p>箱根町を訪れる観光客は、1日平均で<b>47,561人</b>（日帰り客は<b>38,106人</b>）（令和4年入込観光客総評）となっており、箱根町の人口（<b>10,987人</b>、令和4年10月1日現在）の<b>4倍強</b>となっている。</p> <p>このように箱根町においては観光客（多くの場合、地理不案内）に対する防災対策がきわめて重要である。</p>	<p>(3) 計画策定上の留意点</p> <p>② 多数の観光客を念頭においた計画</p> <p>箱根町を訪れる観光客は、1日平均で<b>53,452人</b>（日帰り客は<b>42,663人</b>）（令和5年入込観光客総評）となっており、箱根町の人口（<b>10,816人</b>、令和7年4月1日現在）の<b>5倍弱</b>となっている。</p> <p>このように箱根町においては観光客（多くの場合、地理不案内）に対する防災対策がきわめて重要である。</p>
<h2>第4章 町及び防災関係等の処理すべき事務又は業務の大綱</h2>		
P30 第1編 第4章	<p>3. 指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(2) 関東農政局神奈川農政事務所 地域課 災害時における主要食糧の需給調整</p> <p>(3) 小田原保健福祉事務所 災害時における管内区域の<b>保健衛生</b>対策</p> <p>(5) 国土地理院関東地方測量部</p> <p>ア. 災害時等における地理空間情報の整備・提供</p> <p>イ. 復旧・復興のための公共測量に関する指導</p> <p>ウ. 地殻変動の監視</p>	<p>3. 指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(2) <b>関東農政局（神奈川県拠点）</b></p> <p>ア. <b>農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること。</b></p> <p>イ. <b>応急用食料等の支援に関すること。</b></p> <p>ウ. <b>食料の需給・価格動向に関すること。</b></p> <p>(3) 小田原保健福祉事務所 災害時における管内区域の<b>保健医療福祉活動</b>対策</p> <p>(5) 国土地理院関東地方測量部</p> <p>ア. 災害時等における地理空間情報の整備・提供<b>に関すること</b></p> <p>イ. 復旧・復興のための公共測量に関する指導<b>に関すること</b></p> <p>ウ. 地殻変動の監視<b>に関すること</b></p> <p>エ. <b>災害教訓の伝承に関すること。</b></p>
P31 第1編 第4章	<p>4. 指定公共機関及び指定地方公共機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(4) <b>箱根登山鉄道株式会社</b></p>	<p>4. 指定公共機関及び指定地方公共機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(4) <b>株式会社小田急箱根</b></p>
P35 第1編 第4章	<p>2. 発災時の運用 （中略）</p> <p>なお、災害対策本部の設置に伴い、課、係、課長、係長等は、それぞれ、部、部長、班長を呼称されることとなる。</p> <p>この際、災害発生時に町が優先的に実施すべき業務や手順等を具体的に定めた「業務継続計画」に基づき活動<b>を実施</b>する。</p> <p>⇒ 資料編資料－63「箱根町業務継続計画」</p>	<p>2. 発災時の運用 （中略）</p> <p>なお、災害対策本部の設置に伴い、課、係、課長、係長等は、それぞれ、部、部長、班長を呼称されることとなる。</p> <p>この際、災害発生時に町が優先的に実施すべき業務や手順等を具体的に定めた「業務継続計画」及び外部からの人的応援等を円滑に受け入れる手順を定めた「<b>箱根町受援計画（人的応援）</b>」に基づき活動する。</p> <p>⇒ 資料編資料－60「箱根町業務継続計画」</p> <p>⇒ <b>資料編資料－61「箱根町受援計画（人的応援）」</b></p>

ページ	改正前（旧）	改正後（新）
-----	--------	--------

## 第 2 編 震災対策計画

### 第 1 章 災害予防計画

P41 第 2 編 第 1 章 第 1 節	<p><b>1. 災害予防対策において重点を置くべき事項</b></p> <p>(1) 人命損失防止対策の重点的推進</p> <p>① 防災基幹施設の防災対策</p> <p>熊本地震では、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来したことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。</p>	<p><b>1. 災害予防対策において重点を置くべき事項</b></p> <p>(1) 人命損失防止対策の重点的推進</p> <p>① 防災基幹施設の防災対策</p> <p>能登半島地震では、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受けるとともに、土砂災害等により道路が寸断され多くの集落が長期にわたって孤立化が続き、防災活動に大きな支障を来したことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。</p>
P56 第 2 編 第 1 章 第 6 節	<p><b>2. 1 要配慮者に対する全般的対策</b></p> <p>(5) 避難行動要支援者対策</p> <p>② 個別避難計画の作成</p> <p>名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。計画には、避難行動要支援者名簿に記載する事項に加え、避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、避難支援等の実施に関する事項を記載する。</p> <p>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p>	<p><b>2. 1 要配慮者に対する全般的対策</b></p> <p>(5) 避難行動要支援者対策</p> <p>② 個別避難計画の作成</p> <p>名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。計画には、避難行動要支援者名簿に記載する事項（氏名その他の避難行動支援者に関する情報）に加え、避難支援等実施者の氏名又は団体の名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザード事項等）を記載する。また、避難支援者のマイ・タイムラインについて、当事者や地域がすべき対応が時系列でまとめられていることは有効であり、内容により個別避難計画の要件を満たしていれば個別避難計画として取り扱う。</p> <p>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p>
P61 第 2 編 第 1 章 第 7 節	<p><b>2. 3 交通機関に関する対策</b></p> <p>(1) 道路交通の安全性の確保</p> <p>道路管理者は、発災時には自動車等利用者が道路に孤立することが予測されるため、あらかじめ関係機関と十分協議し自動車等利用者の安全を高めるよう努めるものとする。</p> <p><b>2. 4 帰宅困難者対策</b></p> <p>(2) 帰宅困難者への支援</p> <p>① 避難場所の確保及び避難誘導體制の検討</p> <p>町は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所（一時滞在施設）を指定するとともに鉄道事業者等や警察、事業所、自主防災組織、消防団等と協力して帰宅困難者の誘導體制を整備する。</p>	<p><b>2. 3 交通機関に関する対策</b></p> <p>(1) 道路交通の安全性の確保</p> <p>道路管理者は、発災時には自動車等利用者が道路に孤立することが予測されるため、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材の整備や、災害時における建設業者等との協力体制について、あらかじめ関係機関と十分協議し自動車等利用者の安全を高めるよう努めるものとする。</p> <p><b>2. 4 帰宅困難者対策</b></p> <p>(2) 帰宅困難者の安全確保</p> <p>① 避難場所等の確保及び避難誘導體制の整備</p> <p>町は、箱根DMO（一般財団法人箱根町観光協会）及び関係団体等の関係機関と協議し、「箱根町指定避難場所の周知」、「帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所（以下「一時滞在施設」という。）の確保」及び「帰宅支援」等について整備を進める。また、箱根温泉旅館ホテル協同組合と協議し、町が開設した避難所に避難してきた要支援者等の安全を確保するために、「災害時における避難所開設の協力に関する覚書」による2次避難所の拡充を進める。</p>

ページ	改正前（旧）	改正後（新）
	<p>※ 消防本部・署については、災害発生時は災害対応を優先とする。</p> <p>② 帰宅困難者への対応の<b>検討</b> 町は、帰宅困難者の対応についてあらかじめ定めるとともに、事業者や学校等においても、避難者、帰宅困難者への対応をあらかじめ定めておくよう要請する。</p> <p>③ 情報収集・提供体制の<b>検討</b> 町は、災害発生時における交通情報や駅周辺及び避難場所の混雑情報等の収集、また正確な情報の提供に必要な体制作りに努める。</p> <p><b>2.5 外国人観光客対策</b> 町は、外国人観光客の安全対策、情報提供方法等について<b>箱根町観光協会</b>、箱根温泉旅館ホテル協同組合等関係団体と協議し対策を進めるものとする。</p>	<p>鉄道事業者等や警察、事業所、自主防災組織、消防団等と協力して帰宅困難者の誘導體制を整備する。</p> <p>※ 消防本部・署については、災害発生時は災害対応を優先とする。</p> <p>② 帰宅困難者への対応の<b>要請</b> 町は、<b>事業所</b>や学校等に<b>従業員等や観光客等の「一斉帰宅の抑制」、「一時滞在施設での安全確保」及び「帰宅支援」</b>への対応をあらかじめ定めておくよう要請する。</p> <p>③ 情報収集・提供体制の<b>整備</b> 町は、災害発生時における交通情報や駅周辺及び避難場所の混雑情報等の提供を<b>防災行政無線（多言語放送）、緊急速報エリアメール、災害情報共有システム、ホームページ等のあらゆる広報媒体を活用して実施する。</b> <b>また、関係機関、事業所や学校等と連携し「箱根町避難場所」や「一時滞在施設」の正確な情報収集・提供に必要な体制作りに努める。</b></p> <p><b>2.5 外国人観光客対策</b> 町は、外国人観光客の安全対策、情報提供方法等について<b>箱根DMO（一般財団法人箱根町観光協会）</b>、箱根温泉旅館ホテル協同組合等関係団体と協議し対策を進めるものとする。</p>
P91 第2編 第1章 第19節	<p><b>2.2 指定緊急避難場所等の指定</b> (3) その他の避難施設 町内の社会福祉施設等を福祉避難所として活用することとし、施設管理者と災害時の協定を結ぶほか、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保にも努める。</p>	<p><b>2.2 指定緊急避難場所等の指定</b> (3) その他の避難施設 町内の社会福祉施設等を福祉避難所として活用することとし、施設管理者と災害時の協定を結ぶほか、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保にも努める。 <b>また、箱根温泉旅館ホテル協同組合と協議し、町が開設した避難所に避難してきた要支援者等の安全を確保及び生活環境改善のために、「災害時における避難所開設の協力に関する覚書」による2次的避難所の拡充に努める。</b></p>
P111 第2編 第1章 第28節	<p>(2) 仮設トイレの整備 避難所等で下水道施設が使用できない地域に配備できるよう仮設トイレを保有する建設業、<b>下水道指定店等</b>と協力関係を整備する。 また、避難が長期化した場合に備えて仮設トイレの避難所への備蓄を強化する。</p>	<p>(2) 仮設トイレの整備 避難所等で下水道施設が使用できない地域に配備できるよう仮設トイレを保有する建設業、<b>下水道指定工事店等</b>と協力関係を整備する。 また、避難が長期化した場合に備えて仮設トイレの避難所への備蓄を強化する。</p>
<h2>第2章 災害応急対策</h2> <h3>第2.1章 初動対応期（人命救助確保期）</h3>		
P130 第2編 第2.1章 第1節	<p style="text-align: center;">表2 初動対応期の分掌事務</p> <p>環境班 ⇒ 本部長の命ずる事項</p>	<p style="text-align: center;">表2 初動対応期の分掌事務</p> <p>環境班⇒ ・避難所、公園への災害用仮設トイレの調整・設置 ・その他本部長の命ずる事項</p>
P133 第2編 第2.1章 第2節	<p><b>2. 災害対策連絡会議の設置</b> (1) <b>設置</b>の時期及び目的 震度4の地震が発生し、<b>被害の見込みがある場合、企画課及び総務防災課職員</b>をもって<b>警戒</b>配備体制をとる。 震度5弱の地震が発生した場合、<b>総務部長は本部長に進言</b>し、箱根町災害対策連絡会議を<b>設置</b>して情報収集及び対応策の検討を行い、配備体制を決定する。 <b>なお、このとき総務防災課長不在の場合にあっては総務部長が、総務部長不在の場合にあっては副町長が職務を代行する。</b></p>	<p><b>2. 災害対策連絡会議の設置等</b> (1) <b>会議開催</b>の時期及び目的 震度4の地震が発生した場合、総務防災課職員をもって<b>準備</b>配備体制をとる。<b>必要に応じ災害対策連絡会議を開催し、配備体制を検討する。</b> 震度5弱の地震が発生した場合、<b>総務防災課長は総務部長に進言</b>し、箱根町災害対策連絡会議を<b>開催</b>して情報収集及び対応策の検討を行い、配備体制を決定する。</p>

P134 第2編 第2.1章 第2節	⇒ 表1「地震に伴う配備体制の種別及び基準」 ⇒ 資料編資料-43「気象庁震度階級関連解説表」 表1 地震に伴う配備体制の種別及び基準					⇒ 表1「地震に伴う配備体制の種別及び基準」 ⇒ 資料編資料-43「気象庁震度階級関連解説表」 表1 地震に伴う配備体制の種別及び基準								
	種別	設置	配備体制	配備時期	解散	備考	種別	設置	配備体制	配備時期	解散	備考		
	災害対策本部が設置されない場合	準備配備体制	総務防災課長	総務防災課、企画課の職員をもって情報収集活動にあたる体制	震度4の地震が発生し、被害の見込みがある場合	総務防災課長 (総務部長承認後)		災害対策本部が設置されない場合	準備配備体制	総務防災課長	総務防災課の職員をもって情報収集活動にあたる体制	震度4の地震が発生した場合	総務防災課長 (総務部長承認後)	必要に応じて災害対策連絡会議の開催及び前進基地、避難所の設置
		Ⅰ号配備体制	総務部長	状況によっては、災害が発生するおそれがあることから、災害対策連絡会議を開催し、配備する体制を決定する。	震度5弱の地震が発生した場合	総務部長 (町長承認後)	災害対策連絡会議設置 前進基地設置		Ⅰ号配備体制	総務部長	状況によっては、災害が発生するおそれがあることから、災害対策連絡会議を開催し、配備する体制を決定する。	震度5弱の地震が発生した場合	総務部長 (町長承認後)	災害対策連絡会議の開催 前進基地設置
災害対策本部が設置された場合	Ⅱ号配備体制	町長	災害対策本部を設置し、要員の全員にいたらない体制で、情報収集・伝達および危険箇所の巡視警戒にあたる体制	震度5強の地震が発生した場合、または特別警報（緊急地震速報「震度6弱以上」）が発表された場合	町長	町長	災害対策本部設置 前進基地設置	Ⅱ号配備体制	町長	災害対策本部を設置し、要員の全員にいたらない体制で、情報収集・伝達および危険箇所の巡視警戒にあたる体制	・震度5強の地震が発生した場合 ・特別警報（緊急地震速報「震度6弱以上」）が発表された場合	町長	災害対策本部設置 前進基地設置 関係団体連絡員調整室設置 (注4)	
	Ⅲ号配備体制		要員の全員をもって当たる完全体制とし、状況により、応援組織が直ちに活動できる体制	震度6弱以上の地震が発生した場合				Ⅲ号配備体制		要員の全員をもって当たる完全体制とし、状況により、応援組織が直ちに活動できる体制	震度6弱以上の地震が発生した場合			
(注1) ここに示された震度は、原則としてテレビ・ラジオで速報される震度で箱根町役場庁舎設置の地震計による震度である。 (注2) 消防部についてはその組織業務の特殊性に鑑み消防長が別に定める。 (注3) 特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発令され、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置付けられている。						(注1) ここに示された震度は、原則としてテレビ・ラジオで速報される震度で箱根町役場庁舎設置の地震計による震度である。 (注2) 消防部についてはその組織業務の特殊性に鑑み消防長が別に定める。 (注3) 特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発令され、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置付けられている。 (注4) 自衛隊、県西地域県政総合センター（連絡員）、警察、消防及び TEC-FORCE 等の関係団体の連絡員等との調整室（場所）を設置する。								

P139 第2編 第2.1章 第2節	<p>(2) 本部事務局</p> <p>① 構成 本部事務局は、表2「本部事務局の構成」に示す職員で構成する。</p> <p style="text-align: center;">表2 本部事務局の構成</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:15%;">担当職</th> <th style="width:75%;">事務処理事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長</td> <td>総務部長</td> <td>総括</td> </tr> <tr> <td>副事務局長</td> <td>総務防災課長</td> <td>事務局長補佐 事務局員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務局員</td> <td>本部連絡員</td> <td>各課から1名 ・本部長の命令の各部への伝達 ・本部会議と所属部との連絡 ・所属部の災害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>その他の事務局員</td> <td>総務防災課 防災対策室 ・災害情報の収集及び地震情報の収集 ・災害活動に関する情報の整備 ・部相互間の連絡調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 事務処理事項</p> <p>ア. 本部長の命令伝達</p> <p>イ. 本部員会議と所属部との連絡</p> <p>ウ. 部相互間の連絡調整</p> <p>エ. 災害活動に関する情報の管理と各部・関係機関との情報の共有化</p> <p>オ. 所属部の災害情報の収集及び地震情報の収集</p>	区分	担当職	事務処理事項	事務局長	総務部長	総括	副事務局長	総務防災課長	事務局長補佐 事務局員	事務局員	本部連絡員	各課から1名 ・本部長の命令の各部への伝達 ・本部会議と所属部との連絡 ・所属部の災害情報の収集	その他の事務局員	総務防災課 防災対策室 ・災害情報の収集及び地震情報の収集 ・災害活動に関する情報の整備 ・部相互間の連絡調整	<p>(2) 本部事務局</p> <p>① 構成 本部事務局は、表2「本部事務局の構成」に示す職員で構成する。</p> <p style="text-align: center;">表2 本部事務局の構成</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:15%;">担当職</th> <th style="width:75%;">事務処理事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長</td> <td>総務部長</td> <td>総括</td> </tr> <tr> <td>副事務局長</td> <td>総務防災課長</td> <td>事務局長補佐 事務局員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務局員</td> <td>本部連絡員</td> <td>各課から1名 ・本部長の命令伝達 ・各課との連絡調整 ・災害情報及び地震情報の収集 ・災害活動に関する情報管理、情報共有 ・情報資料の分析 ・警戒、避難準備の呼びかけ ・高齢者避難、避難指示の判断 ・本部会議と所属部との連絡</td> </tr> <tr> <td>その他の事務局員</td> <td>総務防災課 防災対策室 ・災害情報及び地震情報の収集 ・災害活動に関する情報の整備 ・部相互間の連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	区分	担当職	事務処理事項	事務局長	総務部長	総括	副事務局長	総務防災課長	事務局長補佐 事務局員	事務局員	本部連絡員	各課から1名 ・本部長の命令伝達 ・各課との連絡調整 ・災害情報及び地震情報の収集 ・災害活動に関する情報管理、情報共有 ・情報資料の分析 ・警戒、避難準備の呼びかけ ・高齢者避難、避難指示の判断 ・本部会議と所属部との連絡	その他の事務局員	総務防災課 防災対策室 ・災害情報及び地震情報の収集 ・災害活動に関する情報の整備 ・部相互間の連絡調整
区分	担当職	事務処理事項																												
事務局長	総務部長	総括																												
副事務局長	総務防災課長	事務局長補佐 事務局員																												
事務局員	本部連絡員	各課から1名 ・本部長の命令の各部への伝達 ・本部会議と所属部との連絡 ・所属部の災害情報の収集																												
	その他の事務局員	総務防災課 防災対策室 ・災害情報の収集及び地震情報の収集 ・災害活動に関する情報の整備 ・部相互間の連絡調整																												
区分	担当職	事務処理事項																												
事務局長	総務部長	総括																												
副事務局長	総務防災課長	事務局長補佐 事務局員																												
事務局員	本部連絡員	各課から1名 ・本部長の命令伝達 ・各課との連絡調整 ・災害情報及び地震情報の収集 ・災害活動に関する情報管理、情報共有 ・情報資料の分析 ・警戒、避難準備の呼びかけ ・高齢者避難、避難指示の判断 ・本部会議と所属部との連絡																												
	その他の事務局員	総務防災課 防災対策室 ・災害情報及び地震情報の収集 ・災害活動に関する情報の整備 ・部相互間の連絡調整																												
P152 第2編 第2.1章 第5節	<p>1. 電話回線の確保</p> <p>(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）等の設置要請 地震災害時に電話通信が困難な場合、NTT東日本神奈川事業部に対し、災害対策本部や避難所等への公共的な施設への特設公衆電話の増設を要請する。</p>	<p>1. 電話回線の確保</p> <p>(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）等の設置要請 地震災害時に電話通信が困難な場合、NTT東日本神奈川事業部に対し、災害対策本部や避難所等への公共的な施設への<b>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</b>の増設を要請する。</p>																												
P158 2編 第2.1章 第6節	<p>5. 広報文案</p> <p>⇒ [文案1]～[文案10]</p> <p>[文案6] 避難の勧告・指示、避難誘導</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。避難するときは、火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し避難してください。</p> <p>◎ お知らせします。〇〇周辺は、〇〇のため<b>避難勧告（指示）</b>が出されました。避難先は〇〇小学校です。戸締りをして避難してください。</p> <p>◎ 〇〇の方は〇〇小学校に避難してください。</p> <p>◎ ただいま、〇〇一帯に<b>避難勧告</b>が出されました。風向きが悪いため、<u>〇〇付近</u>も危険となりましたので、急いで避難してください。</p> </div>	<p>5. 広報文案</p> <p>⇒ [文案1]～[文案10]</p> <p>[文案6] <b>高齢者等避難・避難指示</b>、避難誘導</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。避難するときは、火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し避難してください。</p> <p>◎ お知らせします。〇〇周辺は、〇〇のため<b>高齢者等避難</b>が出されました。避難先は〇〇小学校です。戸締りをして避難してください。</p> <p>◎ 〇〇の方は〇〇小学校に避難してください。</p> <p>◎ ただいま、〇〇一帯に<b>避難指示</b>が出されました。風向きが悪いため、<u>〇〇付近</u>も危険となりましたので、急いで避難してください。</p> </div>																												

ページ	改正前（旧）	改正後（新）
P181 第2編 第2.1章 第11節		<p>1. 県等に対する応援要請</p> <p>5 人的応援要請の手順 外部からの人的応援等を円滑に受け入れ、迅速な災害応急対策や被災者支援、更には災害復旧・復興に取り組むために「箱根町受援計画（人的応援）」に基づき応援を要請する。 ⇒ 資料編資料-63「箱根町受援計画（人的応援）」</p>
P187 第2編 第2.1章 第13節	<p>3. 医療救護班の編成・派遣</p> <p>(2) 医療救護班の編成 災害の状況に応じ、小田原医師会箱根班の医師を中心に救護班を編成して被災地区及び避難所の医療及び助産の万全を期する。なお、救護班の編成に当たっては、町救助赤十字奉仕団の協力を得る。</p> <p>(3) 医療救護班の救護要請 町において編成する救護班のみでは応急対策に支障をきたすと町長が認めたときは、知事に対し医療救護班の救護派遣を要請する。 ⇒ 資料編資料-15 「神奈川県災害拠点病院一覧表」</p> <p>(4) 災害派遣医療チームの派遣要請 被災規模に応じて専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣を要請する。 ⇒ 資料編資料-16 「DMATチーム一覧表」</p> <p>(5) 応急救護所の設置 応急救護所は、医薬品が備蓄されている小中学校を中心に<b>適当な場所・施設</b>を選定し、設置する。</p> <p>5. 広域応援医療体制の確保</p> <p>(2) 第11節「広域応援体制」に従い、応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受入れ体制をとる。</p>	<p>3. 医療救護班の編成・派遣</p> <p>(2) 医療救護班の編成 災害の状況に応じ、小田原医師会箱根班の医師を中心に救護班を編成して被災地区及び避難所の医療及び助産の万全を期する。なお、救護班の編成に当たっては、<b>小田原医師会及び町救助赤十字奉仕団</b>の協力を得る。</p> <p>(3) 医療救護班の救護要請 町において編成する救護班のみでは応急対策に支障をきたすと町長が認めたときは、知事に対し医療救護班の救護派遣を要請する。 ⇒ 資料編資料-15 「神奈川県災害拠点病院一覧表」 ⇒ 資料編資料-63「箱根町受援計画（人的応援）」</p> <p>(4) 災害派遣医療チームの派遣要請 被災規模に応じて専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣を要請する。 ⇒ 資料編資料-16 「DMATチーム一覧表」 ⇒ 資料編資料-63「箱根町受援計画（人的応援）」</p> <p>(5) 応急救護所の設置 応急救護所は、<b>被災地域及び傷病者の状況に応じて優先順位を定め、1～2カ所</b>の医薬品が備蓄されている小中学校を中心に選定し設置する。</p> <p>5. 広域応援医療体制の確保</p> <p>(2) 第11節「広域応援体制」<b>及び外部からの人的応援等を円滑に受け入れる手順を定めた「箱根町受援計画（人的応援）」</b>に従い、応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受入れ体制をとる。 ⇒ 資料編資料-63「箱根町受援計画（人的応援）」</p>
P198 第2編 第2.1章 第16節	<p>3. 水道施設の応急復旧、給水</p> <p>(2) 被害甚大で給水実施困難な場合は、自衛隊給水車のほか、日本水道協会神奈川県支部で取り決めた「日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書」により、応援を要請するものとする。</p>	<p>3. 水道施設の応急復旧、給水</p> <p>(2) 被害甚大で給水実施困難な場合は、自衛隊給水車のほか、日本水道協会神奈川県支部で取り決めた「日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書」により、応援を要請するものとする。 また、日本下水道事業団は水道施設の復旧に当たり、資機材や人員が不足するときは、災害時協定等に基づき、関係者との連携による資機材や人員等の体制を確保し<b>迅速な復旧を図る。</b></p>
P207 第2編 第2.1章 第19節	<p>2.2 建築物の応急危険度判定</p> <p>2.2.1 応急危険度判定の要否判断と依頼</p> <p>(2) 要否の判断と依頼</p> <p>② その他戸建て住宅、アパート等の判定は、緊急輸送路が確保された後、迅速に実施するものとする。</p>	<p>2.2 建築物の応急危険度判定</p> <p>2.2.1 応急危険度判定の要否判断と依頼</p> <p>(2) 要否の判断と依頼</p> <p>② その他戸建て住宅、アパート等の判定は、緊急輸送<b>道路</b>が確保された後、迅速に実施するものとする。</p>

ページ	改正前（旧）	改正後（新）
-----	--------	--------

## 第 2.2 章 救援期

P243 第 2 編 第 2.2 章 第 5 節	3. 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮	3. 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮 (6) 町が開設した避難所に避難してきた高齢者、障がい者等の要支援者等への安全を確保するために、2 次的避難所として「災害時における避難所開設の協力に関する覚書」を締結する旅館ホテルに優先的に案内する。
P261 第 2 編 第 2.2 章 第 10 節	1. 2 感染症対策 (1) 全般的に検病調査を行い、被災地における感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を実施し、応急的治療を行う。 (2) 同時に、手指の消毒等必要な指導、クレゾール石鹼液の配付等を行う。	1. 2 感染症対策 (1) 全般的に検病調査を行い、被災地における感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を実施し、応急的治療を行う。 (2) 同時に、小田原保健福祉事務所と連携を図り、クレゾール石鹼液による手指の消毒、傷口の消毒（低濃度）、便所、ごみ箱、浄化槽などの消毒、医療器具の消毒などの感染症対策を行う。
P262 第 2 編 第 2.2 章 第 10 節	2. 2 保健活動 (1) 被災者に対する保健相談 保険健康課は、小田原保健福祉事務所と連携し、避難所等の被災住民、特に要配慮者の健康状態の把握、風邪等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保等を目的とする健康診断を行う。	2. 2 保健活動 (1) 被災者に対する保健相談 保険健康課は、小田原保健福祉事務所と連携し、避難所等の被災住民、特に要配慮者の健康状態の把握、風邪等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保等を目的とする健康相談を行う。
P264 第 2 編 第 2.2 章 第 11 節	1. 住宅の応急修理 1. 3 災害救助法が適用された場合 (1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。	1. 住宅の応急修理 1. 3 災害救助法が適用された場合 (1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を町が委任して行うことができる。
P269 第 2 編 第 2.2 章 第 13 節	1. 応急仮設住宅の供与 1. 4 災害救助法が適用された場合 (1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。  2. 公営住宅等のあっせん、民間賃貸住宅の公営住宅としての活用 応急仮設住宅の建設適地が不足する場合、要配慮者用の住宅が必要となる場合等を考慮し、財務課は以下の住宅についての空き家情報を収集し、状況によりあっせんを行うものとする。 (1) 町営住宅、県営住宅等公営住宅 (2) 民間アパート等賃貸住宅 (3) 企業社宅、保養所等 また、民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として被災者に転貸するなど、民間賃貸住宅の公営住宅としての積極的な活用を検討する。	1. 応急仮設住宅の供与 1. 4 災害救助法が適用された場合 (1) 災害救助法が適用された場合、知事が実施する。必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を町が委任して行うことができる。  2. 公営住宅等のあっせん、民間賃貸住宅の公営住宅及び賃貸型応急住宅としての活用 応急仮設住宅の建設適地が不足する場合、要配慮者用の住宅が必要となる場合等を考慮し、財務課は以下の住宅についての空き家情報を収集し、状況によりあっせんを行うものとする。 (1) 町営住宅、県営住宅等公営住宅 (2) 民間アパート等賃貸住宅 (3) 企業社宅、保養所等 また、民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅及び賃貸型応急住宅として被災者に転貸するなど、民間賃貸住宅の公営住宅及び賃貸型応急住宅としての積極的な活用を検討する。
P282 第 2 編 第 3 章 第 2 節	4. メンタルケア 上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講ずるものとする。 (1) 精神科医師、保健師等による巡回相談 (2) 保健福祉事務所等によるカウンセリング (3) 小・中学校での子供へのカウンセリング	4. メンタルケア 上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講ずるものとする。 (1) 精神科医師、保健師等による巡回相談 (2) 保健福祉事務所等によるこころのケア (3) 小・中学校での子供へのこころのケア

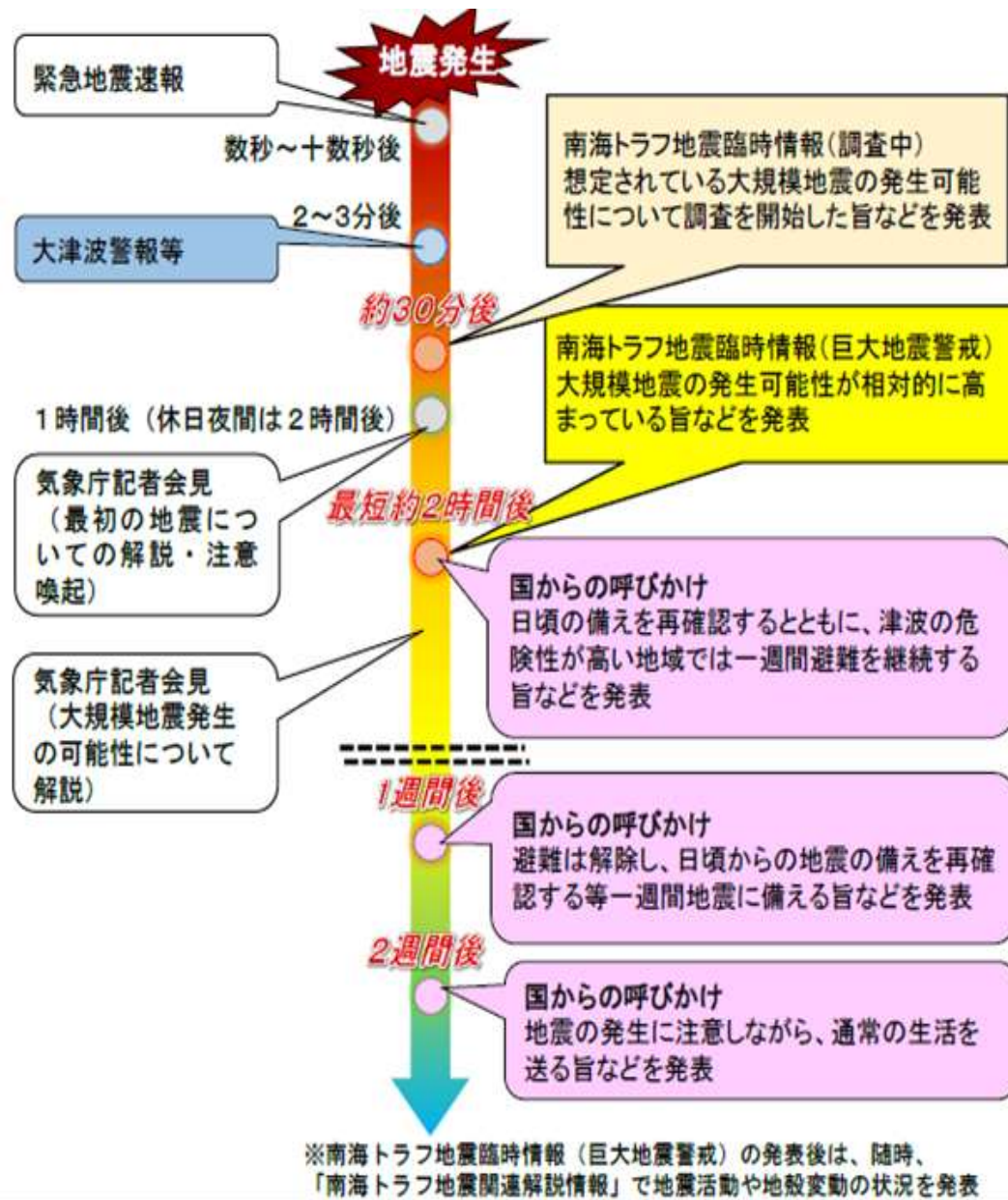
ページ	改正前（旧）	改正後（新）
-----	--------	--------

## 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

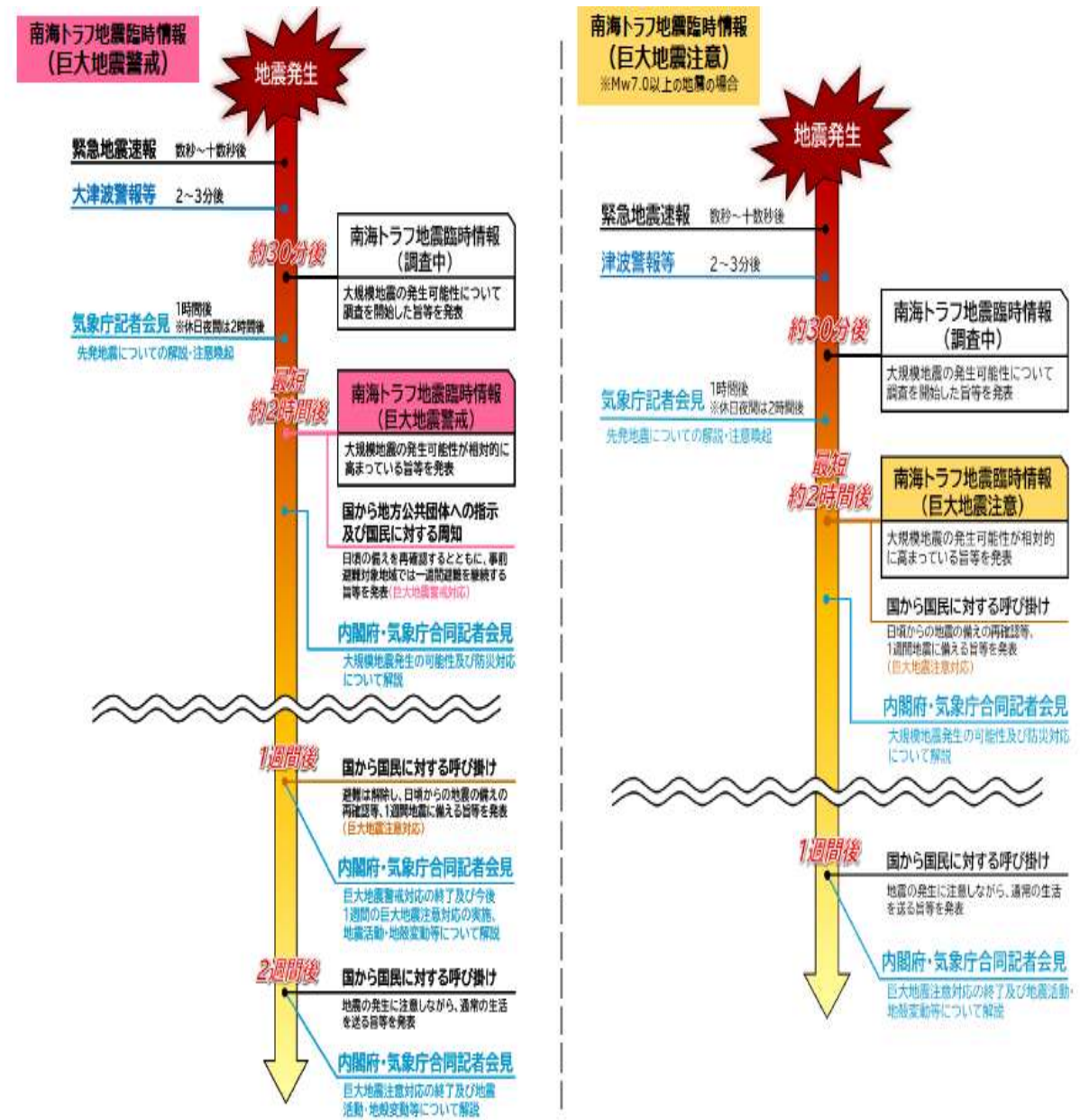
P297 第2編 第4章 第1節	<p><b>第1節 南海トラフ地震に関する情報</b></p> <p><b>1 南海トラフ臨時情報の趣旨</b></p> <p>平成29年11月から、南海トラフ地震（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震）を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されることになった。</p> <p>平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」が公表された。</p> <p>また、気象庁では、当該ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置づけられた令和元年5月より、「南海トラフ地震に関する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。</p> <p>令和7年8月には、令和6年8月に初めて南海トラフ地震臨時情報発表時の教訓から、内閣府では、当該ガイドラインについて、巨大地震注意に関する記載の充実を図る等の修正を行い、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」として改訂された。</p> <p>本計画に位置づけられた事項は、国のガイドラインに基づき、南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合などに、町の対応や住民、企業が実施する防災対応の基本方針を定めるものである。</p>
------------------------	--

P300 第2編  
第4章  
第1節

「巨大地震警戒対応」における情報の流れ (イメージ)



「南海トラフ地震臨時情報」における情報の流れ (イメージ)



P300 第2編  
第4章  
第2節

## 第2節 地震災害警戒本部の設置等

1. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応  
 町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次の体制をとる。

情報の種類	防 災 対 応	体 制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺でM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が観測された際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を南海トラフ地震臨時情報（調査中）として気象庁から発表されます。	【種別】 第1号配備体制  【配備体制】 災害対策連絡会議を開催し、配備体制を決定 ※1
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、最短2時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表します。国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、後発地震に対して警戒する措置を1週間継続する旨を、都府県を通じて市町村に伝達するとともに、国民に呼びかけます。	【種別】 第3号配備体制  【配備体制】 災害警戒本部を設置し、要員の全員をもってあたる完全体制とし、状況により、応援組織が直ちに活動できる体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、もしくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合、最短2時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表します。	【種別】 第2号又は3号配備体制  【配備体制】 災害警戒本部を設置し、要員の全員にいたらない体制で、情報収集・伝達及び危険箇所の巡視警戒にあたる体制。状況により、応援組織が直ちに活動できる第3号配備体制。 ※2

- ※1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発せられた場合、災害対策連絡会議を開催し、対応の決定を行う。  
 ※2 地震時の配備体制に準じた対応を行う。

## 第2節 防災対応

2. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の**配備体制**  
 本町が被災地にならなかった場合は、後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて次の対応をとる。

情報の種類	臨 時 情 報	配備体制等
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺でM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が観測された際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を南海トラフ地震臨時情報（調査中）として気象庁から発表される。	【配備体制】 総務防災課職員により情報を収集する。  【対応】 地震の状況に応じて会議等の開催時期を検討する。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、最短2時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表します。国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、後発地震に対して警戒する措置を1週間継続する旨を、都府県を通じて市町村に伝達するとともに、国民に呼びかける。	【配備体制】 ・ 地震災害警戒本部を設置し、必要に応じて前進基地及び避難所を1週間開設する。 ・ 要員の全員をもってあたる完全体制をとる。  【対応】 ・ 町民等に対し、日頃の備えの再確認に加え、必要に応じ事前避難を呼びかける。 ・ 後発地震に備えた応急対策の準備をとる。 ・ 防災関係機関との連絡調整をおこなう。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、もしくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合、最短2時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表する。	【配備体制】 ・ 災害対策連絡会議を開催する。 ・ 要員の全員にいたらない体制で、情報収集・伝達及び危険箇所の巡視警戒にあたる体制をとる。 ※ 会議開催時期は「調査中」の段階で検討する。  【対応】 ・ 町民等に対し、日頃の備えの再確認を呼びかける。

ページ	改正前（旧）	改正後（新）			
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1644 222 1863 432">南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td> <td data-bbox="1863 222 2318 432">気象庁は「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を発表する。</td> <td data-bbox="2318 222 2709 432">【対応】 町民等に対し、地震発生の可能性がなくなったわけではないことを必要に応じて呼びかける。</td> </tr> </table>	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	気象庁は「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を発表する。	【対応】 町民等に対し、地震発生の可能性がなくなったわけではないことを必要に応じて呼びかける。
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	気象庁は「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を発表する。	【対応】 町民等に対し、地震発生の可能性がなくなったわけではないことを必要に応じて呼びかける。			
P301 第2編 第4章 第2節	<p>1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）が発せられた場合の対応 町長は、箱根町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。</p> <p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）が発せられた場合の対応 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）が発せられた場合の警戒本部の設置及び運営等については、次のとおりとする。</p> <p>2.1 警戒本部の業務 町長は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）が発せられた場合、直ちに警戒本部を設置し次の業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町民等への情報提供と呼びかけ</li> <li>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）に関連する情報の受伝達</li> <li>(3) 防災関係機関の業務に係る連絡調整</li> <li>(4) 後発地震の発生に備えた応急対策の事前準備</li> <li>(5) その他、地震防災応急対策の実施</li> </ol> <p>2.2 警戒本部の組織及び運営 警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法（大震法）、同施行令、箱根町地震災害警戒本部条例及び同活動要綱の定めるところによる。</p>	<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合の対応</p> <p>3.1 箱根町地震災害警戒本部の設置 町長は、箱根町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。</p> <p>3.1.1 警戒本部の組織 警戒本部の組織は、次のとおりとする。 （図略）</p> <p>3.1.2 警戒本部の業務 町長は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、直ちに警戒本部を設置し次の業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町民等への情報提供と呼びかけ</li> <li>(2) 防災関係機関の業務に係る連絡調整</li> <li>(3) 後発地震の発生に備えた応急対策の事前準備</li> <li>(4) その他、地震防災応急対策の実施</li> </ol> <p>3.2 町の取るべき防災対応 土砂災害の発生の危険が高いエリアに居住する住民に対しては、可能な限り知人宅や親戚宅等への避難を促したうえで、それが難しい住民に対しては、町が避難所を確保する。町は、避難者数等を推計して、後発地震に備えた避難所を確保する。なお避難所は一週間を基本とした避難生活が可能で箇所を選定する。 避難所の運営は避難者が自ら行い、必要最低限のものを各自で準備することを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討しておく。 また、施設・設備等の点検及び危険箇所の巡視警戒等を行い後発地震への備えを再確認する。</p> <p>3.3 事業者の取るべき防災対応 後発地震が発生した場合の被害軽減・早期復旧のため一定期間継続的に普段以上に警戒した防災行動を行う措置を検討する。</p> <p>3.4 住民への周知啓発 「特別な備え」や「日頃からの地震への備え」について周知啓発等を行う。</p>			

ページ	改正前（旧）	改正後（新）
		<p>(1) 町は、住民があわてて地震対策をとることがないように、常時持出品の常時携帯等「特別な備え」や、家具の固定等「日頃からの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促す。</p> <p>(2) 町は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知する。</p> <p>※ 津波の到達が早く、事前の避難が必要な地域に滞在している場合は、対象地域の市町村の指示に従い「事前避難」を行う。 箱根町は「事前避難対象地域」には指定されていない。</p> <p><b>4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合の対応</b></p> <p><b>4.1 災害対策連絡会議の開催</b> 災害対策連絡会議を開催する。</p> <p><b>4.1.1 災害対策連絡会議の組織</b> 要員の全員にいたらない体制で、情報収集・伝達及び危険箇所の巡視警戒にあたる体制とする。</p> <p><b>4.2 町の取るべき防災対応</b> 住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認するなど防災対応等呼びかける。また、施設・設備等の点検及び危険箇所の巡視警戒等を行い後発地震への備えを再確認する。</p> <p><b>4.3 事業者の取るべき防災対応</b> 従業員や施設利用者が直ちに避難できる態勢をとったうえで、社会経済活動を継続することを基本とする。</p> <p><b>4.4 住民への周知啓発等</b> 日頃からの地震への備えの周知啓発等を行う。</p> <p>(1) 町は、住民があわてて地震対策をとることがないように、家具の固定等「日頃からの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促す。</p> <p>(2) 町は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努める。</p> <p>(3) 町は、国からの呼び掛けに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活をすることや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知する。</p> <p><b>5. 平時からの周知・広報</b> 臨時情報発表時の社会の反応等を踏まえ、平時との違いを明確にすること及び自らの行動を考える意識を醸成し行動を予め決めておくことができるようにすることを目的と</p>

ページ	改正前（旧）	改正後（新）
		<p>した周知・広報を強化していく。</p> <p><b>5.1 地震発生リスクの違い</b></p> <p>(1) 平時 30年以内に南海トラフで大規模地震が発生する可能性は80%程度 ⇒ 一週間に換算すると、千回に1回程度</p> <p>(2) 臨時情報（警戒）発表時 過去の地震発生の記録から、103事例中7事例で発生 ⇒ 平時に比べて百倍程度高い状況（それでも、十数回に1回程度）</p> <p>(3) 臨時情報（注意）発表時 過去の地震発生の記録から、1,437事例中6事例で発生 ⇒ 平時に比べて数倍程度高い状況（それでも、数百回に1回程度）</p> <p><b>5.2 防災対応の違い</b></p> <p>(1) 平時 日頃からの地震への備え 安全な避難場所・避難経路の確認、ご家族との連絡手段の確認、家具の固定、非常食等の確認 など</p> <p>(2) 臨時情報発表時 日頃からの地震への備えの再確認、及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持ち出し品の常時携帯などの特別な備え</p> <p><b>5.3 様々な手段を活用した周知・広報の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関連イベント、研修、セミナー等での対話形式での講演の実施</li> <li>・多言語資料の作成</li> </ul>
P309 第2編 第4章 第4節	<p>1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、後発地震の発生に備えての広報</p> <p><b>5. 交通対策</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、後発地震の発生が高まった場合の道路交通対策は、交通規制計画に基づき実施するものとする。</p>	<p>1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、後発地震の発生に備えての広報</p> <p>(6) 地域住民等からの問い合わせ 警戒本部又は災害対策本部が設置された場合の地域住民からの問い合わせ窓口は本部事務局で対応する。その他の体制時は総務防災課防災対策室で対応する。</p> <p><b>5. 交通対策</b></p> <p>(1) 道路</p> <p>① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、後発地震の発生が高まった場合の道路交通対策は、神奈川県警大規模災害発生時の交通規制計画に基づき実施するものとする。</p> <p>② 津波等の事前避難対象地域への通行禁止又は制限 津波等の事前避難対象地域への通行禁止又は制限を承知したときは必要に応じて、通行の禁止又は制限の措置を行う。</p> <p>③ 交通規制及び道路交通情報の周知 交通規制及び道路交通情報については、第6節「初動対応期の広報」の定めるところにより、住民及び関係者に周知徹底させるものとする。 ⇒ 資料編資料-37「小田原警察署警備対策」</p>

## 第3編 風水害対策計画 第1章 災害予防計画

P332 第3編 第1章 第4節	2.6 洪水・土石流への対応 (1) 段階に応じた対応							
	段階	状 況	町 の 対 応	住 民 の 行 動	段階	状 況	町 の 対 応	住 民 の 行 動
	第1段階	<b>【警戒レベル1】</b> 早期注意情報（警戒級の可能性）において、大雨に関して5日先までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合	気象情報や芦ノ湖の水位、各地域の雨量の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて気象情報に気をつける。	第1段階	<b>【警戒レベル1】</b> 1 早期注意情報（警戒級の可能性）において、大雨に関して5日先までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合 2 芦ノ湖の水位が <b>水防団待機水位(2.35m)</b> を超えた場合 3 早川（宮城野） <b>水防団待機水位(1.5m)</b> に達した場合 4 早川（仙石原） <b>水防団待機水位(1.1m)</b> に達した場合	気象情報や芦ノ湖の水位、各地域の雨量の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて気象情報に気をつける。
	第2段階	<b>【警戒レベル2】</b> 1 気象台から大雨・洪水注意報が発表された場合 2 芦ノ湖の水位が <b>水防団待機水位(2.35m)</b> を超えた場合 3 早川（宮城野） <b>水防団待機水位(1.5m)</b> に達した場合 4 早川（仙石原） <b>水防団待機水位(1.1m)</b> に達した場合	1 河川等の巡視にあたる。 2 防災行政無線等により河川・土砂災害危険溪流沿いの住民に注意喚起を促す。	1 川や溪流の流れ方などいつもと違うところがないか気をつける。 2 避難の準備をすする。	第2段階	<b>【警戒レベル2】</b> 1 気象台から大雨・洪水注意報が発表された場合 2 芦ノ湖の水位が <b>氾濫注意水位(2.5m)</b> に達した場合 3 早川（宮城野） <b>氾濫注意水位(2.0m)</b> に達した場合 4 早川（仙石原） <b>氾濫注意水位(1.4m)</b> に達した場合	1 河川等の巡視にあたる。 2 防災行政無線等により河川・土砂災害危険溪流沿いの住民に注意喚起を促す。	1 川や溪流の流れ方などいつもと違うところがないか気をつける。 2 避難の準備をすする。
第3段階	<b>【警戒レベル3】</b> (高齢者避難) 1 本町に <b>大雨・洪水警報(土砂災害)</b> が発表され、かつ、発令対象地域の <b>土砂災害の危険度分布</b> が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕)となった場及び河川の水位が <b>氾濫注意水位</b> に達した場合 2 芦ノ湖水位が <b>氾濫注意水位(2.5m)</b> に達した場合 3 早川（宮城野） <b>氾濫注意水位(2.0m)</b> に達した場合 4 早川（仙石原） <b>氾濫注意水位(1.4m)</b> に達した場合	1 防災行政無線等により早川河川や危険溪流沿いの住民に自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域や警戒区域への巡視を行う。 3 危険な場所の高齢者避難を行う。	1 危険な場所の高齢者避難は町が開設した避難所、堅固な建物の上階等へ早めに避難する。 2 危険を感じた住民は堅固な建物の上階に移動するか町指定の避難所へ速めに避難する。 3 溪流や河川の異常現象を発見したときは、役場または消防署へ通報する。	第3段階	<b>【警戒レベル3】</b> (高齢者避難) 1 本町に <b>大雨(土砂災害)・洪水警報</b> が発表され、かつ、発令対象地域の <b>土砂キキクル・洪水キキクル</b> が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報)となった場及び河川の水位が <b>氾濫判断水位</b> に達した場合 2 芦ノ湖の水位が <b>避難判断水位(2.5m)</b> となった場合 3 早川（宮城野）が <b>避難判断水位(2.7m)</b> に達した場合 4 早川（仙石原） <b>避難判断水位(1.5m)</b> に達した場合	1 防災行政無線等により早川河川や危険溪流沿いの住民に自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域や警戒区域への巡視を行う。 3 危険な場所の高齢者避難を行う。	1 危険な場所の高齢者避難は町が開設した避難所、堅固な建物の上階等へ早めに避難する。 2 危険を感じた住民は堅固な建物の上階に移動するか町指定の避難所へ速めに避難する。 3 溪流や河川の異常現象を発見したときは、役場または消防署へ通報する。	

ページ	改正前 (旧)				改正後 (新)			
第 4 段 階	<p>【警戒レベル4】 (避難指示)</p> <p>1 本町に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、発令対象地域の土砂災害の危険度分布が「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕)となった場合及び河川の水位が避難判断水位に達した場合</p> <p>2 芦ノ湖の水位が避難判断水位(2.5m)となった場合</p> <p>3 早川(宮城野)が避難判断水位(2.7m)に達した場合</p> <p>4 早川(仙石原) 避難判断水位(1.5)に達した場合</p>	<p>1 50 cm以上の浸水が予想される地域または危険渓流から土石流の発生のある危険な場所の全員避難指示を行う。</p> <p>サイレン吹鳴 約1分 約5秒 約1分</p> <p>【サイレン】【休止】【サイレン】</p>	<p>1 早川河川、危険渓流沿いの住民はサイレン、防災行政無線及び広報車等の指示に従って状況を確認し避難する。</p> <p>2 町が開設した避難所、堅固な建物の上階等へ避難する。</p>	<p>【警戒レベル4】 (避難指示)</p> <p>1 本町に土砂災害警戒情報が発表され、かつ発令対象地域の土砂キキクルが「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報)となった場合及び河川の水位が氾濫危険水位に達し、かつ発令対象地域の洪水キキクルが「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報)となった場合</p> <p>2 芦ノ湖の水位が氾濫危険水位(2.6m)となった場合</p> <p>3 早川(宮城野) 氾濫危険水位(2.9m)に達した場合</p> <p>4 早川(仙石原) 氾濫危険水位(1.75m)に達した場合</p>	<p>1 50 cm以上の浸水が予想される地域または危険渓流から土石流の発生のある危険な場所の全員避難指示を行う。</p> <p>サイレン吹鳴 約1分 約5秒 約1分</p> <p>【サイレン】【休止】【サイレン】</p>	<p>1 早川河川、危険渓流沿いの住民はサイレン、防災行政無線及び広報車等の指示に従って状況を確認し避難する。</p> <p>2 町が開設した避難所、堅固な建物の上階等へ避難する。</p>		
	<p>【警戒レベル5】 (緊急安全確保)</p> <p>1 本町に大雨特別警報(土砂災害)が発表され、かつ発令対象地域の土砂災害の危険度分布が「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕)となった場合及び河川の水位が氾濫危険水位に達した場合</p> <p>2 土石流、浸水が発生した場合</p> <p>3 芦ノ湖の水位が氾濫危険水位(2.6m)となった場合</p> <p>4 早川(宮城野) 氾濫危険水位(2.9m)に達した場合</p> <p>5 早川(仙石原) 氾濫危険水位(1.75)に達した場合</p>	<p>1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</p>	<p>1 避難所への移動に危険が伴う場合は、近くの堅固な建物上階へ一時的に避難する。</p> <p>2 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番等のあらゆる手段を用いて役場または消防署へ連絡する。</p>	<p>【警戒レベル5】 (緊急安全確保)</p> <p>1 本町に大雨特別警報(浸水害・土砂災害)が発表または河川が氾濫し、かつ、発令対象地域のキキクルが「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報)となった場合</p> <p>2 土石流、浸水が発生した場合</p>	<p>1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</p>	<p>1 避難所への移動に危険が伴う場合は、近くの堅固な建物上階へ一時的に避難する。</p> <p>2 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番等のあらゆる手段を用いて役場または消防署へ連絡する。</p>		
				<p>※ 土砂キキクル：大雨警報(土砂災害)の危険度分布</p> <p>※ 洪水キキクル：洪水警報の危険度分布</p> <p>※ キキクル：土砂キキクル、浸水キキクル、洪水キキクル</p>				

P334 第3編  
第1章  
第5節

(2) 洪水に対する警戒基準（自主避難）避難基準（避難勧告）  
早川河川（芦ノ湖）

水系名	早川	早川	早川
河川名	早川	早川	芦ノ湖
観測所名	仙石原	宮城野	湖尻水門
水防団待機水位	1.10	1.50	2.35
はん濫注意水位 （警戒基準）	1.40	2.00	2.50
避難判断水位 （避難基準）	1.50	2.70	2.50
はん濫危険水位	1.75	2.90	2.60
位置	箱根町仙石原	箱根町宮城野	箱根町元箱根
水位観測所管理	神奈川県小田原土木センター		

(3) 土石流に対する警戒基準（自主避難）及び避難基準（避難勧告）

対象区域 （土砂災害警戒区 域等）	警戒基準 （自主避難）	避難基準 （避難勧告）	雨量観測所	
			気象 庁	県土木センター 雨量計
湯本地域	連続降雨量が200mmを超え、更に降り続けると予想されたとき、又は近隣で前兆現象（流水が濁り始めた、水位が変化した）が発見された場合	連続降雨量300mmを超え、かつ土砂災害警戒情報が発表された場合、又は近隣で前兆現象（溪流内で転石の音、流木の発生等）が発見された場合	芦之湯雨量計	塔ノ峰、白银山
温泉地域				浅間山、須沢
宮城野地域				宮城野、明神ヶ岳 須沢
仙石原地域				長尾峠、大涌谷
箱根地域				屏風山、箱根園

※ 部分的避難勧告等の発令については、**県砂防海岸課**より補足情報として~~5km~~1kmメッシュごとのCL（注1）を超過する予測降雨量及び実況降雨量（注2）が提供されるので、この情報を基本として部分的避難勧告等の発令の目安とする。

注1 CL：土砂災害発生危険基準線  
注2 実況降雨量：解析雨量（レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせる解析した雨量）

(2) 洪水に対する避難基準  
早川河川（芦ノ湖）

水系名	早川	早川	早川
河川名	早川	早川	芦ノ湖
観測所名	仙石原	宮城野	湖尻水門
水防団待機水位	1.10	1.50	2.35
氾濫注意水位 （高齢者等避難）	1.40	2.00	2.50
避難判断水位 （避難指示）	1.50	2.70	2.50
氾濫危険水位	1.75	2.90	2.60
位置	箱根町仙石原	箱根町宮城野	箱根町元箱根
水位観測所管理	神奈川県小田原土木センター		

(3) 土石流に対する避難基準

対象区域 （土砂災害警戒区 域等）	高齢者等避難	避難指示	雨量観測所	
			気象 庁	県土木センター 雨量計
湯本地域	連続降雨量が200mmを超え、更に降り続けると予想され、 <b>かつ土砂災害警戒情報が発表された場合</b> 、又は近隣で前兆現象（流水が濁り始めた、水位が変化した）が発見された場合	連続降雨量300mmを超え、かつ土砂災害警戒情報が発表された場合、又は近隣で前兆現象（溪流内で転石の音、流木の発生等）が発見された場合	芦之湯雨量計	塔ノ峰、白银山
温泉地域				浅間山、須沢
宮城野地域				宮城野、明神ヶ岳 須沢
仙石原地域				長尾峠、大涌谷
箱根地域				屏風山、箱根園

※ **高齢者等避難**の発令については、**県砂防課**より補足情報として1kmメッシュごとのCL（注1）を超過する予測降雨量及び実況降雨量（注2）が提供されるので、この情報を基本として**高齢者等避難**発令の目安とする。

注1 CL：土砂災害発生危険基準線  
注2 実況降雨量：解析雨量（レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせる解析した雨量）

## 第2章 災害応急対策計画 第2.1章 警戒避難活動期（人命安全確保期）

P366 第3編 第2.1章 第3節	表1 風水害に伴う配備体制の種別及び基準						表1 風水害に伴う配備体制の種別及び基準							
	災害対策本部が設置されない場合	種別	設置	配備体制	配備時期	解散	備考	災害対策本部が設置されない場合	種別	設置	配備体制	配備時期	解散	備考
		準備配備体制	総務防災課長	<p>気象状況の推移によっては、災害が発生するおそれがあり、I号配備以上の体制に迅速に移行するための連絡に必要な人員を配備する体制</p> <p>また、自主避難及び高齢者避難受入のため、避難所の開設の配備を検討・実施する。</p>	<p>風水害に係る警報等から災害発生が予想されるが、状況判断が非常に困難な場合、万一に備えて速やかな措置がとれるよう、主として情報収集にあたる必要がある場合</p>	<p>警報解除後または気象予報等により今後、雨が強まる見込みがない場合 (総務部長承認後)</p>	<p>総務防災課企画課</p> <p>状況に応じて前進基地及び避難所の開設</p>		準備配備体制	総務防災課長	<p>気象状況の推移によっては、災害が発生するおそれがあり、I号配備以上の体制に迅速に移行するための連絡に必要な人員を配備する体制</p> <p>また、自主避難及び高齢者避難受入のため、避難所の開設の配備を検討・実施する。</p>	<p>風水害に係る警報等から災害発生が予想される場合</p> <p>・注意報（大雨、大雪、洪水）</p> <p>・早期注意情報（警戒級の可能性）「中」「高」</p> <p>・土砂キキクル、洪水キキクル「注意（黄）」</p>	<p>気象予報等により今後、雨が強まる見込みがない場合 (総務部長承認後)</p>	<p>状況に応じて災害対策連絡会議の開催及び前進基地・避難所の開設</p>
		I号配備	総務部長	<p>災害対策本部を設置する程度に至らない災害時の防災体制で、情報収集・伝達及び危険箇所の巡視警戒にあたり、小災害が発生した場合に対処し、状況により関連課とI号配備体制をとる。</p>	<p>風水害に係る警報等が発せられ、被害の発生又は被害の発生が予想される場合</p>	総務部長 (町長承認後)	<p>災害対策連絡会議設置</p> <p>前進基地避難所設置</p>		1号配備	総務部長	<p>災害対策本部を設置する程度に至らない災害時の防災体制で、情報収集・伝達及び危険箇所の巡視警戒にあたり、小災害が発生した場合に対処し、状況により関連課とI号配備体制をとる。</p>	<p>風水害に係る警報等が発せられ、被害の発生又は被害の発生が予想される場合</p> <p>・警報（大雨、大雪、洪水）</p> <p>・土砂キキクル、洪水キキクル「警戒（赤）」</p>	総務部長 (町長承認後)	<p>災害対策連絡会議設置</p> <p>前進基地避難所設置</p>
	災害対策本部が設置された場合	II号配備	町長	<p>災害対策本部を設置し、各部班が速やかに防災活動が遂行できる体制</p>	<p>土砂災害警戒情報以上の気象警報（特別警報等）が発表され、現に災害が発生し、その状況から災害の拡大のおそれのある場合。</p>	町長	<p>災害対策本部設置</p> <p>前進基地避難所設置</p>	2号配備	町長	<p>災害対策本部を設置し、各部班が速やかに防災活動が遂行できる体制</p>	<p>土砂災害警戒情報以上の気象警報（特別警報等）が発表され、現に災害が発生し、その状況から災害の拡大のおそれのある場合。</p>	町長	<p>災害対策本部設置</p> <p>前進基地避難所設置</p>	
		III号配備		<p>要員の全員をもって当たる完全体制とし、状況により、応援組織が直ちに活動できる体制</p>	<p>町内全域にわたって災害が発生した場合、または局地的な災害により被害が特に甚大な場合</p>		<p>関係団体連絡員調整室設置</p>	3号配備		<p>要員の全員をもって当たる完全体制とし、状況により、応援組織が直ちに活動できる体制</p>	<p>町内全域にわたって災害が発生した場合、または局地的な災害により被害が特に甚大な場合</p>		<p>関係団体連絡員調整室設置</p>	

ページ	改正前 (旧)	改正後 (新)																												
P370 第3編 第2.1章 第3節	<p><b>3.3.1 本部組織の確立</b></p> <p>表2 本部事務局の構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>担当職</th> <th>事務処理事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長</td> <td>総務部長</td> <td>総括</td> </tr> <tr> <td>副事務局長</td> <td>総務防災課長</td> <td>事務局長補佐</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務局員</td> <td>本部連絡員</td> <td>各課から1名 ・ 本部長の命令の各部への伝達 ・ 本部会議と所属部との連絡 ・ 所属部の災害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>その他の事務局員</td> <td>総務防災課 防災対策室 ・ 災害情報の収集及び地震情報の収集 ・ 災害活動に関する情報の整備 ・ 部相互間の連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	区分	担当職	事務処理事項	事務局長	総務部長	総括	副事務局長	総務防災課長	事務局長補佐	事務局員	本部連絡員	各課から1名 ・ 本部長の命令の各部への伝達 ・ 本部会議と所属部との連絡 ・ 所属部の災害情報の収集	その他の事務局員	総務防災課 防災対策室 ・ 災害情報の収集及び地震情報の収集 ・ 災害活動に関する情報の整備 ・ 部相互間の連絡調整	<p><b>3.3.1 本部組織の確立</b></p> <p>表2 本部事務局の構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>担当職</th> <th>事務処理事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長</td> <td>総務部長</td> <td>総括</td> </tr> <tr> <td>副事務局長</td> <td>総務防災課長</td> <td>事務局長補佐 事務局員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務局員</td> <td>本部連絡員</td> <td>各課から1名 ・ 本部長の命令伝達 ・ 各課との連絡調整 ・ 災害情報及び地震情報の収集 ・ 災害活動に関する情報管理、情報共有 ・ 情報資料の分析</td> </tr> <tr> <td>その他の事務局員</td> <td>総務防災課 防災対策室 ・ 災害情報及び地震情報の収集 ・ 災害活動に関する情報の整備 ・ 部相互間の連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	区分	担当職	事務処理事項	事務局長	総務部長	総括	副事務局長	総務防災課長	事務局長補佐 事務局員	事務局員	本部連絡員	各課から1名 ・ 本部長の命令伝達 ・ 各課との連絡調整 ・ 災害情報及び地震情報の収集 ・ 災害活動に関する情報管理、情報共有 ・ 情報資料の分析	その他の事務局員	総務防災課 防災対策室 ・ 災害情報及び地震情報の収集 ・ 災害活動に関する情報の整備 ・ 部相互間の連絡調整
区分	担当職	事務処理事項																												
事務局長	総務部長	総括																												
副事務局長	総務防災課長	事務局長補佐																												
事務局員	本部連絡員	各課から1名 ・ 本部長の命令の各部への伝達 ・ 本部会議と所属部との連絡 ・ 所属部の災害情報の収集																												
	その他の事務局員	総務防災課 防災対策室 ・ 災害情報の収集及び地震情報の収集 ・ 災害活動に関する情報の整備 ・ 部相互間の連絡調整																												
区分	担当職	事務処理事項																												
事務局長	総務部長	総括																												
副事務局長	総務防災課長	事務局長補佐 事務局員																												
事務局員	本部連絡員	各課から1名 ・ 本部長の命令伝達 ・ 各課との連絡調整 ・ 災害情報及び地震情報の収集 ・ 災害活動に関する情報管理、情報共有 ・ 情報資料の分析																												
	その他の事務局員	総務防災課 防災対策室 ・ 災害情報及び地震情報の収集 ・ 災害活動に関する情報の整備 ・ 部相互間の連絡調整																												
P383 第3編 第2.1章 第7節	<p><b>1.1 気象・水象・水防予警報の定義及び種別発表基準</b></p> <p>③ 気象特別警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断します。</p>	現象の種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	<p><b>1.1 気象・水象・水防予警報の定義及び種別発表基準</b></p> <p>③ 気象特別警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)発表にあたっては、過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断します。</p>	現象の種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																				
現象の種類	発表基準																													
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																													
現象の種類	発表基準																													
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																													
P386 第3編 第2.1章 第7節	<p>(6) 記録的短時間大雨情報</p> <p>数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報。神奈川県西部の発表基準は、1時間雨量100mmとする。</p>	<p>(6) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生していないような猛烈な雨(1時間降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に気象庁から発表される情報。神奈川県西部の発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水量が観測又は解析されたときである。</p>																												
P387 第3編 第2.1章 第7節	<p><b>1.2 気象注意報・気象警報等の受領・伝達</b></p> <p>⇒ 図3「町内気象通報組織図」</p>	<p><b>1.2 気象注意報・気象警報等の受領・伝達</b></p> <p>⇒ 図3「町内気象通報組織図」</p>																												

## 第5編 特殊災害対策計画

### 第1章 火山災害対策

P452 第5編 第1章 第1節	<p>(2) 異常現象の通報系統</p> <p>※発見者は、箱根町消防、箱根町、神奈川県警本部のいずれかに伝達</p>	<p>(2) 異常現象の通報系統</p> <p style="color: red;">住民、観光客及び火口周辺の施設管理者等が、火山活動に関する異常な現象を発見した場合の通報体制は以下のとおりとする。箱根町、警察及び消防等は通報を受けた場合、速やかに関係機関に伝達する。</p>
------------------------	---	--

P452 第5編 第1章 第1節	<p>2. 噴火警報等の発表と伝達</p> <p>(1) 噴火警報等の種類と伝達</p> <p>噴火警報は、気象庁火山監視・警報センターが発表し、横浜地方気象台は発表された噴火警報等を速やかに県へ伝達し、県は町へ伝達する。</p> <p>ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル</p> <p>(イ) 解説情報等</p> <p style="margin-left: 20px;">a 臨時の解説情報</p> <p style="margin-left: 40px;">国（気象庁）は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、県等必要な関係者に伝達する。臨時の解説情報は、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい解説を加えて発信する。</p>	<p>2. 噴火警報等の発表と伝達</p> <p>(1) 噴火警報等の種類と伝達</p> <p>噴火警報は、気象庁火山監視・警報センターが発表し、横浜地方気象台は発表された噴火警報等を速やか県へ伝達し、県は町へ伝達する。</p> <p style="color: red;">気象庁から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、以下の通りとする。</p> <p>ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル</p> <p>(イ) 火山の状況に関する解説情報等</p> <p style="margin-left: 20px;">a 火山の状況に関する解説情報</p> <p style="margin-left: 40px;">国（気象庁）は、警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</p>
------------------------	--	---

P454 第5編 第1章 第1節	(オ) 箱根山の噴火警戒レベル 箱根山の噴火警戒レベル					(オ) 箱根山の噴火警戒レベル 箱根山の噴火警戒レベル						
	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。</li> <li>【過去事例】 3000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生</li> <li>・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。</li> <li>【過去事例】 有史以降の事例なし</li> <li>・小規模噴火が発生し、火口から約2 km 以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生</li> <li>【過去事例】 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生</li> </ul>	特別警報 噴火警報 (居住地域) または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。</li> <li>&lt;過去事例&gt; 3500年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生</li> <li>●規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。</li> <li>&lt;過去事例&gt; 有史以降の事例なし</li> <li>●小規模噴火が発生し、火口から約2 km 以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。</li> <li>&lt;過去事例&gt; 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生</li> </ul>	
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要。箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示(緊急)を発令。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。</li> <li>【過去事例】 有史以降の事例なし</li> </ul>			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。</li> <li>&lt;過去事例&gt; 有史以降の事例なし</li> </ul>	

ページ	改正前（旧）					改正後（新）					
	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地近くまで	3 （入山規制） 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。特定地域では避難。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定火口域を超えて大きな噴石が飛散するような噴火の発生。</li> <li>【過去事例】 有史以降の事例なし</li> <li>地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。</li> <li>【過去事例】 平成 27 年 6 月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化</li> </ul>	噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報	火口から居住地近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。特定地域では避難。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●想定火口域を超えて大きな噴石が飛散するような噴火の発生。</li> <li>＜過去事例＞ 有史以降の事例なし</li> <li>●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。</li> <li>＜過去事例＞ 2015 年 6 月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化</li> </ul>
火口周辺		2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 <ul style="list-style-type: none"> <li>地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。</li> <li>【過去事例】 平成 13 年 6～10 月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化</li> </ul>	火口周辺		2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。</li> <li>＜過去事例＞ 2001 年 6～10 月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化</li> <li>2019 年 5～9 月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動</li> </ul>		
噴火予報		火口内等	1 （活火山であることを留意） 火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制 <ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏。</li> <li>一時的な地震の増加</li> <li>【過去事例】 昭和 41 年 6～7 月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 平成 18 年 9～11 月：一時的な地震の増加 平成 25 年 1～2 月：一時的な地震の増加</li> </ul>	火口内等		1 （活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。</li> <li>●一時的な地震の増加。</li> <li>＜過去事例＞ 1966 年 6～7 月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006 年 9～11 月：一時的な地震の増加 2013 年 1～2 月：一時的な地震の増加</li> </ul>		
P458 第 5 編 第 1 章 第 1 節	(2) 噴火警報等通報及び伝達体制 町は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、大涌谷園地事業者等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達する。					(2) 噴火警報等通報及び伝達体制 町は、県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、大涌谷園地事業者等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達する。					

ページ	改正前 (旧)	改正後 (新)
-----	---------	---------

P459 第5編 第1章 第1節	3. 火山噴火予報及び警報が発表された場合に対する対応					3. 火山噴火予報及び警報が発表された場合に対する対応				
	情報の種類	対応レベル	情報の内容	配備体制	避難範囲	情報の種類	対応レベル	情報の内容	配備体制	避難範囲
噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態の場合	ただちに、箱根町災害対策本部を設置する。(Ⅲ号配備)	想定火口域の中心から2.1kmの範囲に避難指示、さらに、マグマ噴火を想定する場合には、想定火口域の中心から4.0kmの範囲に避難指示。	想定火口域の端から最大1.7km程度のエリア(大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響範囲)の範囲に避難指示、さらに、マグマ噴火を想定する場合には、想定火口域の中心から4.0kmの範囲に避難指示。					
	レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、Ⅱ号配備体制を敷く。							
	レベル3 (入山規制)	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	災害対策連絡会議を開催し、対応や体制について調整する。	想定火口域から700mの範囲に避難指示	想定火口域の端から最大600m程度のエリア(大きな噴石の影響範囲)に避難指示					
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	総務防災課による警戒配備体制を敷く。 災害対策連絡会議を開催し、対応(警戒体制)の検討を行う。	想定火口域に範囲に避難指示	想定火口域(大涌谷周辺の北西-南東方向の小判型の領域〔幅450m・長さ1750m〕)に避難指示					
噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動が静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合	総務防災課が関係機関等から情報を収集する。	原則無し ただし、必要と認められる場合には、その範囲に避難指示	原則無し ただし、必要と認められる場合には、その範囲に避難指示					
P460 第5編 第1章 第1節	11. 避難促進施設の指定と避難確保計画について					11. 避難促進施設の指定と避難確保計画について				
	活動火山対策特別措置法第6条第5項に基づく避難促進施設の指定範囲は、「箱根山(大涌谷)火山避難計画」において避難が必要とされる、想定火口域の中心から半径2.1kmの範囲とする。 対象となる施設に対し、避難確保計画の作成を促し、必要に応じ助言等行なう。					活動火山対策特別措置法第6条第5項に基づく避難促進施設の指定範囲は、「箱根山(大涌谷)火山避難計画」において避難が必要とされる、想定火口域の端から最大1.7km程度(大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響範囲)の範囲とする。 対象となる施設に対し、避難確保計画の作成を促し、必要に応じ助言等行なう。				

ページ	改正前（旧）	改正後（新）
-----	--------	--------

P462 第5編  
第1章  
第2節

噴火警戒レベル1・2における二次避難場所

対象エリア	二次避難場所
大涌谷周辺	芦ノ湖キャンプ村

噴火警戒レベル3における二次避難場所

対象エリア	二次避難場所
大涌谷周辺	芦ノ湖キャンプ村
姥子エリア	芦ノ湖キャンプ村
早雲郷エリア	町老人福祉センターやまなみ荘

噴火警戒レベル4・5における二次避難場所

対象エリア	避難ルート	二次避難場所
大涌谷周辺	県道735号→県道75号→	芦ノ湖 キャンプ村
姥子エリア	県道735号→県道75号→	芦ノ湖 キャンプ村
早雲郷エリア	県道734号→県道723号・ 国道1号→	宮城野 浄水センター
強羅南エリア	県道734号→723号・国道1号 →	宮城野 浄水センター
強羅北エリア	駅下通り→県道723号→国 道1号→	
仙石原エリア	県道733号→	仙石原公民館
湖尻エリア	(姥子) 県道735号→県道 75号→(温泉荘) 県道75号 →	芦ノ湖 キャンプ村

噴火警戒レベル1・2における二次避難場所

対象エリア	二次避難場所
大涌谷周辺	芦ノ湖キャンプ村

噴火警戒レベル3における二次避難場所

対象エリア	二次避難場所
大涌谷周辺	芦ノ湖キャンプ村
姥子エリア	芦ノ湖キャンプ村

噴火警戒レベル4・5における二次避難場所

対象エリア	避難ルート	二次避難場所
大涌谷周辺	県道735号→県道75号→	芦ノ湖 キャンプ村
姥子エリア	県道735号→県道75号→	芦ノ湖 キャンプ村
強羅南エリア	県道734号→県道723号→	箱根中学校 町老人福祉センターやまなみ荘
強羅北エリア	駅下通り→県道723号→	
仙石原エリア	県道733号→	仙石原公民館
湖尻エリア	(姥子) 県道735号→県道 75号 (温泉荘) 県道75号→	芦ノ湖 キャンプ村

ページ	改正前 (旧)	改正後 (新)
-----	---------	---------

P463 第5編 第1章 第2節	(2) 規制範囲 大涌谷周辺での噴火を想定した場合における各噴火警戒レベルに応じた影響範囲、規制箇所等については、次の通りとする。	(2) 規制範囲 大涌谷周辺での噴火を想定した場合における各噴火警戒レベルに応じた影響範囲、規制箇所等については、次の通りとする。																																										
	大涌谷周辺での噴火を想定した場合の防災対応	大涌谷周辺での噴火を想定した場合の防災対応																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th style="text-align: center;">影響範囲</th> <th style="text-align: center;">保全対象施設、特定地域 または居住地域</th> <th style="text-align: center;">規制箇所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5 (避難)</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">居住地域及びそれより火口側 (想定火口域の中心から少なくとも半径 2.1km の正円)</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">影響範囲内の全範囲</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 (高齢者等避難)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 (入山規制)</td> <td style="vertical-align: top;">火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 (想定火口域から700m程度まで)</td> <td style="vertical-align: top;">・姥子、上湯場、下湯場 ・箱根早雲郷別荘地</td> <td style="vertical-align: top;">・県道(姥子～早雲山)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 (火口周辺規制)</td> <td style="vertical-align: top;">火口から少し離れた所までの火口周辺(想定火口域)</td> <td style="vertical-align: top;">・大涌谷観光施設 売店、レストラン 地藏堂、駐車場 ・ロープウェイ大涌谷駅等</td> <td style="vertical-align: top;">・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 (活火山であることに留意)</td> <td style="vertical-align: top;">火口内等 (想定火口域内の一部地域)</td> <td style="vertical-align: top;">・大涌谷自然研究路 ・玉子茶屋 ・蒸気井施設等</td> <td style="vertical-align: top;">状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の登山道</td> </tr> </tbody> </table> <p>① (略) ② (略)</p>	噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設、特定地域 または居住地域	規制箇所等	5 (避難)	居住地域及びそれより火口側 (想定火口域の中心から少なくとも半径 2.1km の正円)		影響範囲内の全範囲	4 (高齢者等避難)	3 (入山規制)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 (想定火口域から700m程度まで)	・姥子、上湯場、下湯場 ・箱根早雲郷別荘地	・県道(姥子～早雲山)	2 (火口周辺規制)	火口から少し離れた所までの火口周辺(想定火口域)	・大涌谷観光施設 売店、レストラン 地藏堂、駐車場 ・ロープウェイ大涌谷駅等	・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口	1 (活火山であることに留意)	火口内等 (想定火口域内の一部地域)	・大涌谷自然研究路 ・玉子茶屋 ・蒸気井施設等	状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の登山道	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th style="text-align: center;">影響範囲</th> <th style="text-align: center;">保全対象施設、特定地域 または居住地域</th> <th style="text-align: center;">規制箇所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5 (避難)</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">居住地域及びそれより火口側 (想定火口域の端から最大 1.7km 程度のエリア(大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響範囲))</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">影響範囲内の全範囲</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 (高齢者等避難)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 (入山規制)</td> <td style="vertical-align: top;">火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 (想定火口域の端から最大 600m 程度のエリア(大きな噴石の影響範囲))</td> <td style="vertical-align: top;">・姥子、上湯場</td> <td style="vertical-align: top;">・姥子方面 町道仙3号(姥子通り：ヒートリーヒル仙石原入口) 姥子駅三叉路 県道735号(大涌谷湖尻：箱根スタイル入口) ・下湯場方面 県道734号(大涌谷小涌谷：下湯場バス停)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 (火口周辺規制)</td> <td style="vertical-align: top;">想定火口域(大涌谷周辺の北西～南東方向の小判型の領域[幅450m・長さ1750m])</td> <td style="vertical-align: top;">・大涌谷観光施設 売店、レストラン 地藏堂、駐車場 ・ロープウェイ大涌谷駅等</td> <td style="vertical-align: top;">・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 (駅への出入は可能) ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 (活火山であることに留意)</td> <td style="vertical-align: top;">火口内等 (想定火口域内の一部地域)</td> <td style="vertical-align: top;">・大涌谷自然研究路 ・玉子茶屋 ・蒸気井施設等</td> <td style="vertical-align: top;">状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の登山道</td> </tr> </tbody> </table> <p>① (略) ② (略) ③ 細部規制位置及び規制要領については、「大涌谷周辺の立入規制マニュアル」に定める。</p>	噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設、特定地域 または居住地域	規制箇所等	5 (避難)	居住地域及びそれより火口側 (想定火口域の端から最大 1.7km 程度のエリア(大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響範囲))		影響範囲内の全範囲	4 (高齢者等避難)	3 (入山規制)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 (想定火口域の端から最大 600m 程度のエリア(大きな噴石の影響範囲))	・姥子、上湯場	・姥子方面 町道仙3号(姥子通り：ヒートリーヒル仙石原入口) 姥子駅三叉路 県道735号(大涌谷湖尻：箱根スタイル入口) ・下湯場方面 県道734号(大涌谷小涌谷：下湯場バス停)	2 (火口周辺規制)	想定火口域(大涌谷周辺の北西～南東方向の小判型の領域[幅450m・長さ1750m])	・大涌谷観光施設 売店、レストラン 地藏堂、駐車場 ・ロープウェイ大涌谷駅等	・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 (駅への出入は可能) ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口	1 (活火山であることに留意)	火口内等 (想定火口域内の一部地域)	・大涌谷自然研究路 ・玉子茶屋 ・蒸気井施設等	状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の登山道
噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設、特定地域 または居住地域	規制箇所等																																									
5 (避難)	居住地域及びそれより火口側 (想定火口域の中心から少なくとも半径 2.1km の正円)		影響範囲内の全範囲																																									
4 (高齢者等避難)																																												
3 (入山規制)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 (想定火口域から700m程度まで)	・姥子、上湯場、下湯場 ・箱根早雲郷別荘地	・県道(姥子～早雲山)																																									
2 (火口周辺規制)	火口から少し離れた所までの火口周辺(想定火口域)	・大涌谷観光施設 売店、レストラン 地藏堂、駐車場 ・ロープウェイ大涌谷駅等	・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口																																									
1 (活火山であることに留意)	火口内等 (想定火口域内の一部地域)	・大涌谷自然研究路 ・玉子茶屋 ・蒸気井施設等	状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の登山道																																									
噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設、特定地域 または居住地域	規制箇所等																																									
5 (避難)	居住地域及びそれより火口側 (想定火口域の端から最大 1.7km 程度のエリア(大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響範囲))		影響範囲内の全範囲																																									
4 (高齢者等避難)																																												
3 (入山規制)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 (想定火口域の端から最大 600m 程度のエリア(大きな噴石の影響範囲))	・姥子、上湯場	・姥子方面 町道仙3号(姥子通り：ヒートリーヒル仙石原入口) 姥子駅三叉路 県道735号(大涌谷湖尻：箱根スタイル入口) ・下湯場方面 県道734号(大涌谷小涌谷：下湯場バス停)																																									
2 (火口周辺規制)	想定火口域(大涌谷周辺の北西～南東方向の小判型の領域[幅450m・長さ1750m])	・大涌谷観光施設 売店、レストラン 地藏堂、駐車場 ・ロープウェイ大涌谷駅等	・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 (駅への出入は可能) ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口																																									
1 (活火山であることに留意)	火口内等 (想定火口域内の一部地域)	・大涌谷自然研究路 ・玉子茶屋 ・蒸気井施設等	状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の登山道																																									

ページ	改正前（旧）	改正後（新）
<b>資料編</b>		
資料—36	<p style="text-align: center;">小田原警察署警備対策（大地震発生時、警戒宣言発令時）</p> <p><b>第1 大地震が発生した場合の警備対策</b></p> <p>4 津波対策</p> <p>(1) 警察は、迅速かつ正確な津波予報の伝達のため、伝達体制及び設備の充実を図るとともに、わかりやすい伝達に努めるものとする。</p> <p>(2) 警察は、津波予報が発令された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合若しくは危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。また、この場合において、沿岸市町長からの要請があったときは、避難の指示を行うものとする。</p> <p><b>第2 大地震が発生した場合の交通対策</b></p> <p>1 交通規制に関する措置等</p> <p>(3) 緊急交通路の確保等の所要の交通対策は、東海地震、県西部地震又は南関東地震（小規模、中規模、大規模又は超大規模）の規模・状況等に応じて行うものとし、警察署長は、地震発生直後直ちに「<b>神奈川県警察大震災等警備計画</b>」に定める交通検問所等に所要の警察官を配置し、次のとおり交通規制等を実施する。</p> <p>エ 緊急交通路の確保</p> <p>緊急交通路として指定することを想定した道路（別表「<b>大震災発生時における緊急交通路指定想定路線一覧表</b>」）の中から県公安委員会が道路の被災状況等を勘案の上指定した道路について、災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の一般車両の通行を禁止する交通規制を行い、緊急交通路を確保する。</p> <p>カ 津波の来襲が予想される場合の規制要領</p> <p>相模湾、東京湾西岸に津波の来襲が予想される場合においては、京浜東北線の都県境から新杉田駅まで、京浜急行線の杉田駅からJR田浦変電所まで、横須賀線のJR田浦変電所から大船駅まで、東海道本線の大船駅から静岡県境までを規制線とし、規制線から海岸方向へは全道路について、緊急通行車両以外の通行を禁止する。</p> <p><b>第3 警戒宣言が発令された場合の警備対策</b></p> <p>1 警備体制の確立</p> <p>2 警戒宣言発令時対策</p> <p>3 緊急整備事業施設等の整備</p> <p><b>第4 警戒宣言が発令された場合の交通対策</b></p> <p>1 交通規制に関する措置等</p> <p>2 運転者のとるべき措置</p>	<p style="text-align: center;">小田原警察署警備対策</p> <p style="color: red;">箱根対象外（削除）</p> <p><b>第2 大地震が発生した場合の交通対策</b></p> <p>1 交通規制に関する措置等</p> <p>(3) 緊急交通路の確保等の所要の交通対策は、東海地震、県西部地震又は南関東地震（小規模、中規模、大規模又は超大規模）の規模・状況等に応じて行うものとし、警察署長は、地震発生直後直ちに交通検問所等に所要の警察官を配置し、次のとおり交通規制等を実施する。</p> <p>エ 緊急交通路の確保</p> <p>緊急交通路として指定することを想定した道路の中から県公安委員会が道路の被災状況等を勘案の上指定した道路について、災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の一般車両の通行を禁止する交通規制を行い、緊急交通路を確保する。</p> <p style="color: red;">箱根対象外（削除）</p> <p style="color: red;">第3、第4は東海地震に関する警備対策であるが、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を行っていないため削除 （地域防災計画本文も、「東海地震に関する事前対応計画」から「南海トラフ地震防災対策推進計画」へ移行）</p>

ページ	改正前 (旧)	改正後 (新)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
資料—58	避難促進施設	避難促進施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> <th>宛名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1322</td><td>ジェイテクト箱根荘</td><td>○</td></tr> <tr><td>2</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1322</del></td><td><del>トヨタ自動車強羅荘</del></td><td>閉業</td></tr> <tr><td>3</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1322-23</del></td><td><del>日本テキサスインスツルメンツ健保組合箱根保養所ブルーホネット</del></td><td>閉業</td></tr> <tr><td>4</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1322-20</td><td>箱根強羅グアムドッグ</td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1322-32</del></td><td><del>ホテル凜香箱根強羅リゾート</del></td><td>閉業</td></tr> <tr><td>6</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1322-12</td><td>東京エレクトロン(株)テル箱根クラブ</td><td>○</td></tr> <tr><td>7</td><td>〒250-0522</td><td>箱根町元箱根110-1</td><td>姥子温泉秀明館</td><td>○</td></tr> <tr><td>8</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1322-18</del></td><td><del>箱根早雲だんだん</del></td><td>閉業</td></tr> <tr><td>9</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1320-812</del></td><td><del>箱根強羅旅庵 香音</del></td><td>エリア外</td></tr> <tr><td>10</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1320-598</del></td><td><del>桐谷箱根荘</del></td><td>エリア外</td></tr> <tr><td>11</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1320-907</td><td>白湯の宿 山田家</td><td>○</td></tr> <tr><td>12</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1320-883</td><td>和の宿 華ごころ</td><td>○</td></tr> <tr><td>13</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1320</td><td>ハイアットリージェンシー箱根リゾート&amp;スパ</td><td>○</td></tr> <tr><td>14</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1320-72</td><td>ホテル佳山水</td><td>○</td></tr> <tr><td>15</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1320</del></td><td><del>ホテルグリーンプラザ強羅</del></td><td>閉業</td></tr> <tr><td>16</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1320-762</del></td><td><del>レクトレ箱根強羅</del></td><td>エリア外</td></tr> <tr><td>17</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1320-1080</td><td>強羅にごりの湯宿のうのう箱根</td><td>○</td></tr> <tr><td>18</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1320-599</del></td><td><del>ビッグウィーク箱根強羅</del></td><td>エリア外</td></tr> <tr><td>19</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1320</del></td><td><del>ラフォーレ倶楽部箱根強羅湯の棲</del></td><td>エリア外</td></tr> <tr><td>20</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1320-1239</del></td><td><del>ホテルリゾートピア箱根</del></td><td>閉業</td></tr> <tr><td>21</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1320-634</td><td>和's B&amp;B paSeo(パセオ)</td><td>○</td></tr> <tr><td>22</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1320-234</td><td>京成電鉄健保組合 箱根保養所金時荘</td><td>○</td></tr> <tr><td>23</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1320-563</td><td>(株)ジェイファスト 大成建設(株)洗心寮</td><td>○</td></tr> <tr><td>24</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1320-689</del></td><td><del>中央ラジオ・テレビ健保組合 強羅寮</del></td><td>エリア外</td></tr> <tr><td>25</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1320-834</del></td><td><del>(株)東京シティメンテナンス 東京シティ信用金庫 強羅荘</del></td><td>エリア外</td></tr> <tr><td>26</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1320</td><td>新宿区立強羅区民保養所 箱根つつじ荘</td><td>○</td></tr> <tr><td>27</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1320-920</td><td>東京薬業健保組合 箱根保養所向山荘</td><td>○</td></tr> <tr><td>28</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1320-68</td><td>トピー健保組合 トピー強羅荘</td><td>○</td></tr> <tr><td>29</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1320-589</del></td><td><del>日本証券金融(株)箱根向山荘</del></td><td>エリア外</td></tr> <tr><td>30</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1320-764</del></td><td><del>東日本銀行健保組合 箱根強羅荘</del></td><td>エリア外</td></tr> <tr><td>31</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1300-238</del></td><td><del>紀州鉄道 箱根強羅ホテル</del></td><td>所有変更</td></tr> <tr><td>32</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1300-119</td><td>ゆとりろ庵</td><td>○</td></tr> <tr><td>33</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1300-681</td><td>強羅花扇</td><td>○</td></tr> <tr><td>34</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1300-492</del></td><td><del>強羅花扇 早雲閣</del></td><td>閉業</td></tr> <tr><td>35</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1300-168</del></td><td><del>リフレッツ箱根強羅</del></td><td>エリア外</td></tr> <tr><td>36</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1300-693</td><td>強羅茶寮</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>		郵便番号	住所	宛名	備考	1	〒250-0408	箱根町強羅1322	ジェイテクト箱根荘	○	2	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1322</del>	<del>トヨタ自動車強羅荘</del>	閉業	3	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1322-23</del>	<del>日本テキサスインスツルメンツ健保組合箱根保養所ブルーホネット</del>	閉業	4	〒250-0408	箱根町強羅1322-20	箱根強羅グアムドッグ	○	5	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1322-32</del>	<del>ホテル凜香箱根強羅リゾート</del>	閉業	6	〒250-0408	箱根町強羅1322-12	東京エレクトロン(株)テル箱根クラブ	○	7	〒250-0522	箱根町元箱根110-1	姥子温泉秀明館	○	8	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1322-18</del>	<del>箱根早雲だんだん</del>	閉業	9	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-812</del>	<del>箱根強羅旅庵 香音</del>	エリア外	10	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-598</del>	<del>桐谷箱根荘</del>	エリア外	11	〒250-0408	箱根町強羅1320-907	白湯の宿 山田家	○	12	〒250-0408	箱根町強羅1320-883	和の宿 華ごころ	○	13	〒250-0408	箱根町強羅1320	ハイアットリージェンシー箱根リゾート&スパ	○	14	〒250-0408	箱根町強羅1320-72	ホテル佳山水	○	15	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320</del>	<del>ホテルグリーンプラザ強羅</del>	閉業	16	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-762</del>	<del>レクトレ箱根強羅</del>	エリア外	17	〒250-0408	箱根町強羅1320-1080	強羅にごりの湯宿のうのう箱根	○	18	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-599</del>	<del>ビッグウィーク箱根強羅</del>	エリア外	19	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320</del>	<del>ラフォーレ倶楽部箱根強羅湯の棲</del>	エリア外	20	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-1239</del>	<del>ホテルリゾートピア箱根</del>	閉業	21	〒250-0408	箱根町強羅1320-634	和's B&B paSeo(パセオ)	○	22	〒250-0408	箱根町強羅1320-234	京成電鉄健保組合 箱根保養所金時荘	○	23	〒250-0408	箱根町強羅1320-563	(株)ジェイファスト 大成建設(株)洗心寮	○	24	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-689</del>	<del>中央ラジオ・テレビ健保組合 強羅寮</del>	エリア外	25	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-834</del>	<del>(株)東京シティメンテナンス 東京シティ信用金庫 強羅荘</del>	エリア外	26	〒250-0408	箱根町強羅1320	新宿区立強羅区民保養所 箱根つつじ荘	○	27	〒250-0408	箱根町強羅1320-920	東京薬業健保組合 箱根保養所向山荘	○	28	〒250-0408	箱根町強羅1320-68	トピー健保組合 トピー強羅荘	○	29	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-589</del>	<del>日本証券金融(株)箱根向山荘</del>	エリア外	30	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-764</del>	<del>東日本銀行健保組合 箱根強羅荘</del>	エリア外	31	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-238</del>	<del>紀州鉄道 箱根強羅ホテル</del>	所有変更	32	〒250-0408	箱根町強羅1300-119	ゆとりろ庵	○	33	〒250-0408	箱根町強羅1300-681	強羅花扇	○	34	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-492</del>	<del>強羅花扇 早雲閣</del>	閉業	35	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-168</del>	<del>リフレッツ箱根強羅</del>	エリア外	36	〒250-0408	箱根町強羅1300-693	強羅茶寮	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> <th>宛名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>〒250-0631</td><td>箱根町仙石原1251-1</td><td>箱根ロープウェイ 大涌谷駅</td></tr> <tr><td>2</td><td>〒250-0631</td><td>箱根町仙石原1251</td><td>くろたまご館</td></tr> <tr><td>3</td><td>〒250-0631</td><td>箱根町仙石原1251-1</td><td>大涌谷園地駐車場</td></tr> <tr><td>4</td><td>〒250-0631</td><td>箱根町仙石原1251</td><td>ゆーらんど</td></tr> <tr><td>5</td><td>〒250-0522</td><td>箱根町元箱根110-51</td><td>極楽茶屋</td></tr> <tr><td>6</td><td>〒250-0522</td><td>箱根町元箱根110-1</td><td>姥子温泉秀明館</td></tr> <tr><td>7</td><td>〒250-0631</td><td>箱根町仙石原1244-2</td><td>ホテルグリーンプラザ箱根</td></tr> <tr><td>8</td><td>〒250-0631</td><td>箱根町仙石原1245-396</td><td>箱根六花荘</td></tr> <tr><td>9</td><td>〒250-0631</td><td>箱根町仙石原1245-10</td><td>(株)SUMCO 箱根山荘</td></tr> <tr><td>10</td><td>〒250-0407</td><td>箱根町二ノ平1297</td><td>箱根小涌園天悠</td></tr> <tr><td>11</td><td>〒250-0407</td><td>箱根町二ノ平1297</td><td>箱根小涌園ユネッサン</td></tr> <tr><td>12</td><td><del>〒250-0407</del></td><td><del>箱根町二ノ平1297-161</del></td><td><del>GORA Vacation</del></td></tr> <tr><td>13</td><td><del>〒250-0407</del></td><td><del>箱根町二ノ平1297-201</del></td><td><del>プライベート リゾート犬の日</del></td></tr> <tr><td>14</td><td><del>〒250-0407</del></td><td><del>箱根町二ノ平1297-208</del></td><td><del>楽宿-藤花-</del></td></tr> <tr><td>15</td><td><del>〒250-0407</del></td><td><del>箱根町二ノ平1297-209</del></td><td><del>EK House 修身荘</del></td></tr> <tr><td>16</td><td>〒250-0407</td><td>箱根町二ノ平1297-269</td><td>ドッグレストプレイス</td></tr> <tr><td>17</td><td>〒250-0407</td><td>箱根町二ノ平1297-283</td><td>勝又健保組合勝又クラブ箱根保養所</td></tr> <tr><td>18</td><td>〒250-0407</td><td>箱根町二ノ平1297-288</td><td>三晃金属工業(株) 箱根保養所</td></tr> <tr><td>19</td><td><del>〒250-0407</del></td><td><del>箱根町二ノ平1297-5</del></td><td><del>箱根強羅 白檀</del></td></tr> <tr><td>20</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1300-328</td><td>箱根ロープウェイ 早雲山駅</td></tr> <tr><td>21</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1300-328</td><td>箱根登山ケーブルカー 上強羅駅</td></tr> <tr><td>22</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1300-328</td><td>箱根登山ケーブルカー 中強羅駅</td></tr> <tr><td>23</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1300-328</td><td>箱根登山ケーブルカー 早雲山駅</td></tr> <tr><td>24</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1300-119</td><td>ゆとりろ庵</td></tr> <tr><td>25</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1300-126</del></td><td><del>ゆとりろ庵ANNEX</del></td></tr> <tr><td>26</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1300-137</td><td>東日本プラスチック健保組合 東プラ箱根</td></tr> <tr><td>27</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1300-173</td><td>強羅月の泉</td></tr> <tr><td>28</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1300-238</del></td><td><del>源泉茶寮 玄 箱根強羅 (旧:紀州鉄道箱根強羅ホテル)</del></td></tr> <tr><td>29</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1300-524</del></td><td><del>A-Frame-House-箱根強羅</del></td></tr> <tr><td>30</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1300-681</td><td>強羅花扇</td></tr> <tr><td>31</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1300-693</td><td>強羅茶寮</td></tr> <tr><td>32</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1322-16</td><td>ジェイテクト箱根荘</td></tr> <tr><td>33</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1322-36</del></td><td><del>グランテラス ル リアン箱根</del></td></tr> <tr><td>34</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1322-12</td><td>東京エレクトロン(株)テル箱根クラブ</td></tr> <tr><td>35</td><td>〒250-0408</td><td>箱根町強羅1322-20</td><td>箱根強羅グアムドッグ</td></tr> <tr><td>36</td><td><del>〒250-0408</del></td><td><del>箱根町強羅1322-23</del></td><td><del>紬-TSUMUGI- (旧:日本テキサス)</del></td></tr> </tbody> </table>		郵便番号	住所	宛名	1	〒250-0631	箱根町仙石原1251-1	箱根ロープウェイ 大涌谷駅	2	〒250-0631	箱根町仙石原1251	くろたまご館	3	〒250-0631	箱根町仙石原1251-1	大涌谷園地駐車場	4	〒250-0631	箱根町仙石原1251	ゆーらんど	5	〒250-0522	箱根町元箱根110-51	極楽茶屋	6	〒250-0522	箱根町元箱根110-1	姥子温泉秀明館	7	〒250-0631	箱根町仙石原1244-2	ホテルグリーンプラザ箱根	8	〒250-0631	箱根町仙石原1245-396	箱根六花荘	9	〒250-0631	箱根町仙石原1245-10	(株)SUMCO 箱根山荘	10	〒250-0407	箱根町二ノ平1297	箱根小涌園天悠	11	〒250-0407	箱根町二ノ平1297	箱根小涌園ユネッサン	12	<del>〒250-0407</del>	<del>箱根町二ノ平1297-161</del>	<del>GORA Vacation</del>	13	<del>〒250-0407</del>	<del>箱根町二ノ平1297-201</del>	<del>プライベート リゾート犬の日</del>	14	<del>〒250-0407</del>	<del>箱根町二ノ平1297-208</del>	<del>楽宿-藤花-</del>	15	<del>〒250-0407</del>	<del>箱根町二ノ平1297-209</del>	<del>EK House 修身荘</del>	16	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-269	ドッグレストプレイス	17	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-283	勝又健保組合勝又クラブ箱根保養所	18	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-288	三晃金属工業(株) 箱根保養所	19	<del>〒250-0407</del>	<del>箱根町二ノ平1297-5</del>	<del>箱根強羅 白檀</del>	20	〒250-0408	箱根町強羅1300-328	箱根ロープウェイ 早雲山駅	21	〒250-0408	箱根町強羅1300-328	箱根登山ケーブルカー 上強羅駅	22	〒250-0408	箱根町強羅1300-328	箱根登山ケーブルカー 中強羅駅	23	〒250-0408	箱根町強羅1300-328	箱根登山ケーブルカー 早雲山駅	24	〒250-0408	箱根町強羅1300-119	ゆとりろ庵	25	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-126</del>	<del>ゆとりろ庵ANNEX</del>	26	〒250-0408	箱根町強羅1300-137	東日本プラスチック健保組合 東プラ箱根	27	〒250-0408	箱根町強羅1300-173	強羅月の泉	28	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-238</del>	<del>源泉茶寮 玄 箱根強羅 (旧:紀州鉄道箱根強羅ホテル)</del>	29	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-524</del>	<del>A-Frame-House-箱根強羅</del>	30	〒250-0408	箱根町強羅1300-681	強羅花扇	31	〒250-0408	箱根町強羅1300-693	強羅茶寮	32	〒250-0408	箱根町強羅1322-16	ジェイテクト箱根荘	33	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1322-36</del>	<del>グランテラス ル リアン箱根</del>	34	〒250-0408	箱根町強羅1322-12	東京エレクトロン(株)テル箱根クラブ	35	〒250-0408	箱根町強羅1322-20	箱根強羅グアムドッグ	36	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1322-23</del>	<del>紬-TSUMUGI- (旧:日本テキサス)</del>
	郵便番号	住所	宛名	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	〒250-0408	箱根町強羅1322	ジェイテクト箱根荘	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1322</del>	<del>トヨタ自動車強羅荘</del>	閉業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1322-23</del>	<del>日本テキサスインスツルメンツ健保組合箱根保養所ブルーホネット</del>	閉業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4	〒250-0408	箱根町強羅1322-20	箱根強羅グアムドッグ	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
5	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1322-32</del>	<del>ホテル凜香箱根強羅リゾート</del>	閉業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
6	〒250-0408	箱根町強羅1322-12	東京エレクトロン(株)テル箱根クラブ	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7	〒250-0522	箱根町元箱根110-1	姥子温泉秀明館	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
8	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1322-18</del>	<del>箱根早雲だんだん</del>	閉業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-812</del>	<del>箱根強羅旅庵 香音</del>	エリア外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
10	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-598</del>	<del>桐谷箱根荘</del>	エリア外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
11	〒250-0408	箱根町強羅1320-907	白湯の宿 山田家	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
12	〒250-0408	箱根町強羅1320-883	和の宿 華ごころ	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
13	〒250-0408	箱根町強羅1320	ハイアットリージェンシー箱根リゾート&スパ	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
14	〒250-0408	箱根町強羅1320-72	ホテル佳山水	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
15	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320</del>	<del>ホテルグリーンプラザ強羅</del>	閉業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
16	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-762</del>	<del>レクトレ箱根強羅</del>	エリア外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
17	〒250-0408	箱根町強羅1320-1080	強羅にごりの湯宿のうのう箱根	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
18	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-599</del>	<del>ビッグウィーク箱根強羅</del>	エリア外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
19	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320</del>	<del>ラフォーレ倶楽部箱根強羅湯の棲</del>	エリア外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
20	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-1239</del>	<del>ホテルリゾートピア箱根</del>	閉業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
21	〒250-0408	箱根町強羅1320-634	和's B&B paSeo(パセオ)	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
22	〒250-0408	箱根町強羅1320-234	京成電鉄健保組合 箱根保養所金時荘	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
23	〒250-0408	箱根町強羅1320-563	(株)ジェイファスト 大成建設(株)洗心寮	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-689</del>	<del>中央ラジオ・テレビ健保組合 強羅寮</del>	エリア外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
25	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-834</del>	<del>(株)東京シティメンテナンス 東京シティ信用金庫 強羅荘</del>	エリア外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
26	〒250-0408	箱根町強羅1320	新宿区立強羅区民保養所 箱根つつじ荘	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
27	〒250-0408	箱根町強羅1320-920	東京薬業健保組合 箱根保養所向山荘	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
28	〒250-0408	箱根町強羅1320-68	トピー健保組合 トピー強羅荘	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
29	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-589</del>	<del>日本証券金融(株)箱根向山荘</del>	エリア外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
30	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-764</del>	<del>東日本銀行健保組合 箱根強羅荘</del>	エリア外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
31	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-238</del>	<del>紀州鉄道 箱根強羅ホテル</del>	所有変更																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
32	〒250-0408	箱根町強羅1300-119	ゆとりろ庵	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
33	〒250-0408	箱根町強羅1300-681	強羅花扇	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
34	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-492</del>	<del>強羅花扇 早雲閣</del>	閉業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
35	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-168</del>	<del>リフレッツ箱根強羅</del>	エリア外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
36	〒250-0408	箱根町強羅1300-693	強羅茶寮	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	郵便番号	住所	宛名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	〒250-0631	箱根町仙石原1251-1	箱根ロープウェイ 大涌谷駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2	〒250-0631	箱根町仙石原1251	くろたまご館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	〒250-0631	箱根町仙石原1251-1	大涌谷園地駐車場																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4	〒250-0631	箱根町仙石原1251	ゆーらんど																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
5	〒250-0522	箱根町元箱根110-51	極楽茶屋																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
6	〒250-0522	箱根町元箱根110-1	姥子温泉秀明館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7	〒250-0631	箱根町仙石原1244-2	ホテルグリーンプラザ箱根																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
8	〒250-0631	箱根町仙石原1245-396	箱根六花荘																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9	〒250-0631	箱根町仙石原1245-10	(株)SUMCO 箱根山荘																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
10	〒250-0407	箱根町二ノ平1297	箱根小涌園天悠																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
11	〒250-0407	箱根町二ノ平1297	箱根小涌園ユネッサン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
12	<del>〒250-0407</del>	<del>箱根町二ノ平1297-161</del>	<del>GORA Vacation</del>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
13	<del>〒250-0407</del>	<del>箱根町二ノ平1297-201</del>	<del>プライベート リゾート犬の日</del>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
14	<del>〒250-0407</del>	<del>箱根町二ノ平1297-208</del>	<del>楽宿-藤花-</del>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
15	<del>〒250-0407</del>	<del>箱根町二ノ平1297-209</del>	<del>EK House 修身荘</del>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
16	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-269	ドッグレストプレイス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
17	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-283	勝又健保組合勝又クラブ箱根保養所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
18	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-288	三晃金属工業(株) 箱根保養所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
19	<del>〒250-0407</del>	<del>箱根町二ノ平1297-5</del>	<del>箱根強羅 白檀</del>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
20	〒250-0408	箱根町強羅1300-328	箱根ロープウェイ 早雲山駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
21	〒250-0408	箱根町強羅1300-328	箱根登山ケーブルカー 上強羅駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
22	〒250-0408	箱根町強羅1300-328	箱根登山ケーブルカー 中強羅駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
23	〒250-0408	箱根町強羅1300-328	箱根登山ケーブルカー 早雲山駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
24	〒250-0408	箱根町強羅1300-119	ゆとりろ庵																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
25	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-126</del>	<del>ゆとりろ庵ANNEX</del>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
26	〒250-0408	箱根町強羅1300-137	東日本プラスチック健保組合 東プラ箱根																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
27	〒250-0408	箱根町強羅1300-173	強羅月の泉																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
28	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-238</del>	<del>源泉茶寮 玄 箱根強羅 (旧:紀州鉄道箱根強羅ホテル)</del>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
29	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-524</del>	<del>A-Frame-House-箱根強羅</del>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
30	〒250-0408	箱根町強羅1300-681	強羅花扇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
31	〒250-0408	箱根町強羅1300-693	強羅茶寮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
32	〒250-0408	箱根町強羅1322-16	ジェイテクト箱根荘																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
33	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1322-36</del>	<del>グランテラス ル リアン箱根</del>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
34	〒250-0408	箱根町強羅1322-12	東京エレクトロン(株)テル箱根クラブ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
35	〒250-0408	箱根町強羅1322-20	箱根強羅グアムドッグ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
36	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1322-23</del>	<del>紬-TSUMUGI- (旧:日本テキサス)</del>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

ページ	改正前 (旧)				改正後 (新)					
	37	〒250-0408	箱根町強羅1300-173	強羅月の泉	○	37	〒250-0408	箱根町強羅1320	ハイアットリージェンシー箱根リゾート&スパ	
	<del>38</del>	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-173</del>	<del>東京都電機健保組合 強羅グリーンハイム</del>	<del>閉業</del>	38	〒250-0408	箱根町強羅1320-146	新宿区立強羅区民保養所 箱根つつじ荘	
	<del>39</del>	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300-131</del>	<del>日本農産工業(株) 栄羅山荘</del>	<del>所有変更</del>	39	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-964</del>	<del>榎集英社 強羅山荘</del>	
	40	〒250-0408	箱根町強羅1300-137	東日本プラスチック健保組合 東プラ箱根	○	40	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-738</del>	<del>MONS GORA</del>	
	41	〒250-0631	箱根町仙石原1244-2	ホテル花月園	○	41	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-862</del>	<del>強羅花扇 円かの社</del>	
	<del>42</del>	<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1244</del>	<del>ホテル箱根パウエル</del>	<del>エリア外</del>	42	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-866</del>	<del>Villa Tombo 箱根</del>	
	<del>43</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-15</del>	<del>オーベルジュ オーミラドー</del>	<del>エリア外</del>	43	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-1073</del>	<del>COZY INN 箱根の山</del>	
	<del>44</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-15</del>	<del>コロニアルミラドー</del>	<del>エリア外</del>	44	〒250-0408	箱根町強羅1320-1080	強羅にごりの湯宿のうのう箱根	
	45	〒250-0631	箱根町仙石原245-396	箱根六花荘	○	45	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-1095</del>	<del>ヴィラ リベルテ箱根強羅</del>	
	<del>46</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根160-36</del>	<del>ふたば荘</del>	<del>エリア外</del>	46	〒250-0408	箱根町強羅1320-234	京成電鉄健保組合 箱根保養所金時荘	
	47	〒250-0631	箱根町仙石原1244-2	ホテルグリーンプラザ箱根	○	47	〒250-0408	箱根町強羅1320-563	榎ジェイファスト 大成建設(株)洗心寮	
	<del>48</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159</del>	<del>かんぼの宿 箱根</del>	<del>閉業</del>	48	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-601</del>	<del>金閣荘</del>	
	<del>49</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-144</del>	<del>ダイヤモンドドギーズパーク箱根</del>	<del>閉業</del>	49	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1320-232</del>	<del>楽宿-強羅-</del>	
	50	〒250-0631	箱根町仙石原1245-96	箱根湯宿 然	○	50	〒250-0408	箱根町強羅1320-634	和's B&B paSeo(パセオ)	
	<del>51</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-205</del>	<del>榎大倉 ザ グランリゾート箱根</del>	<del>エリア外</del>	51	〒250-0408	箱根町強羅1320-68	トピー健保組合 トピー強羅荘	
	52	〒250-0522	箱根町元箱根159-146	ダイヤモンド箱根ソサエティ	○	52	〒250-0408	箱根町強羅1320-72	ホテル佳山水	
	<del>53</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159</del>	<del>ホテル ジャパン箱根</del>	<del>エリア外</del>	53	〒250-0408	箱根町強羅1320-883	和の宿 華ごころ	
	<del>54</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-222</del>	<del>芦ノ湖 ペンション森</del>	<del>エリア外</del>	54	〒250-0408	箱根町強羅1320-907	白湯の宿 山田家	
	<del>55</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根160-114</del>	<del>ペットと泊まる箱根の宿 クリンゲルバウム</del>	<del>閉業</del>	55	〒250-0408	箱根町強羅1320-920	東京薬業健保組合 箱根保養所向山荘	
	<del>56</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-194</del>	<del>ペンション ポーテラス</del>	<del>閉業</del>	56	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1321-395</del>	<del>箱根強羅温泉 瑞の香り</del>	
	57	〒250-0631	箱根町仙石原1245	花王(株) 花王ファミリークラブ仙石	○	57	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1321-318</del>	<del>(旧)東京証券取引所 箱根山の家保養所</del>	
	58	〒250-0631	箱根町仙石原1245	キャノン(株) キャノン箱根館	○	58	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1321-405</del>	<del>abode villa GORA 八代別邸</del>	
	59	〒250-0631	箱根町仙石原1245-10	榎SUMCO 箱根山荘	○	59	〒250-0631	箱根町仙石原1251	萬岳楼	
	60	〒250-0631	箱根町仙石原1285	住友重機械健保組合 仙石高原ピラ	○	60	<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1251-16</del>	<del>KANAYA RESORT HAKONE</del>	
	61	〒250-0631	箱根町仙石原1245	大日本印刷(株) DNP創発の杜 箱根芦ノ湖山荘	○	61	仙石原	〒250-0631	箱根町仙石原1285-417	住友重機械健保組合 仙石高原ピラ
	62	〒250-0631	箱根町仙石原245-123	日本郵船(株) 箱根クラブ	○	62	仙石原	<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1285-456</del>	<del>手塚車輛工業(株) 仙石小塚山荘</del>
	63	〒250-0631	箱根町仙石原245-288	三井物産(株) 湖山荘	○	63	原	〒250-0631	箱根町仙石原小塚山1285	ポーラ美術館
	<del>64</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-57</del>	<del>岩崎学園 箱根研修所</del>	<del>エリア外</del>	64		<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1285-466</del>	<del>Tabist A未来箱根仙石原リゾート</del>
	<del>65</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-195</del>	<del>NECネットエスアイ(株) 箱根湖尻荘</del>	<del>エリア外</del>	65	湖尻	〒250-0631	箱根町仙石原1244	箱根ロープウェイ 姥子駅
	<del>66</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根110-162</del>	<del>小田急電鉄(株)箱根小田急リフレッシュクラブ</del>	<del>閉業</del>	66		〒250-0631	箱根町仙石原1244-2	ホテル花月園
	<del>67</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-22</del>	<del>榎四季リゾート四季倶楽部アルパインハウス</del>	<del>閉業:所有変更</del>	67		<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1245</del>	<del>相互物産 仙石荘</del>
	<del>68</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-168</del>	<del>富士ゼロックス(株) 箱根シンフォニーヒル</del>	<del>閉業</del>	68		〒250-0631	箱根町仙石原1245-67	花王(株) 花王ファミリークラブ仙石
	<del>69</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-5</del>	<del>ホンダ健保組合 箱根荘</del>	<del>エリア外</del>	69		〒250-0631	箱根町仙石原1245-71	キャノン(株) キャノン箱根館
	<del>70</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159</del>	<del>武蔵野学院 芦ノ湖レジデンス</del>	<del>閉業</del>	70		〒250-0631	箱根町仙石原1245-51	大日本印刷(株)DNP創発の杜 箱根芦ノ湖山荘
	71	〒250-0631	箱根町仙石原1251	萬岳楼	○	71		〒250-0631	箱根町仙石原1245-123	日本郵船(株) 箱根クラブ
	72	〒250-0407	箱根町二ノ平1297	箱根小涌園天悠	○	72		<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1245-162</del>	<del>国学院大学 叢隠寮</del>
	<del>73</del>	<del>〒250-0407</del>	<del>箱根町二ノ平1297-248</del>	<del>箱根料理宿 弓庵</del>	<del>エリア外</del>	73		<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1245-220</del>	<del>いすゞ自動車 いすゞ仙石原クラブ</del>
	<del>74</del>	<del>〒250-0407</del>	<del>箱根町二ノ平1297</del>	<del>B&amp;Bペンション箱根</del>	<del>エリア外</del>	74		<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1245-46</del>	<del>DNP創発の杜 箱根研修センター第2</del>
	75	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-269	ドッグレストプレイス	○	75		<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1245-88</del>	<del>トラストメゾン仙石原</del>

ページ	改正前（旧）				改正後（新）				
	76	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-283	勝又健保組合勝又クラブ箱根保養所	○	76	〒250-0631	箱根町仙石原1245-96	箱根湯宿 然
	77	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-288	三晃金属工業㈱	○	77	<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1245-325</del>	<del>Trip7仙石原温泉ホテル</del>
	<del>78</del>	<del>〒250-0408</del>	<del>箱根町強羅1300</del>	<del>箱根美術館</del>	<del>エリア外</del>	78	<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1245-337</del>	<del>THE HIRAMATU HOTEL&amp;RESORTS</del>
	79	〒250-0631	箱根町仙石原1285	ポーラ美術館	○	79	〒250-0631	箱根町仙石原1245-288	三井物産㈱ 湖山荘
	80	〒250-0407	箱根町二ノ平1297	箱根小涌園ユネッサン	○	80	<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1245-319</del>	<del>THE HIRAMATSU HOTELS&amp;RESORTS SENGOKUHARA RESIDENCES</del>
	<del>81</del>	<del>〒250-0523</del>	<del>箱根町芦之湯93-1</del>	<del>箱根湯の花ゴルフ場</del>	<del>エリア外</del>	81	<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1246-1081</del>	<del>ロイヤルリゾート仙石高原</del>
	82	〒250-0522	箱根町元箱根164	箱根町総合体育館(星槎レイクアリーナ箱根)	○	82	<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1246-747</del>	<del>ファミリーロジ旅籠屋・箱根仙石原店</del>
	83	〒250-0631	箱根町仙石原1251	ゆーらんど	○	83	<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1246-854</del>	<del>ライムリゾート箱根</del>
	84	〒250-0631	箱根町仙石原1251	くろたまご館	○	84	<del>〒250-0631</del>	<del>箱根町仙石原1246-866</del>	<del>定石仙石山荘</del>
	85	〒250-0522	箱根町元箱根110-51	極楽茶屋	○	85	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根110-162</del>	<del>四季倶楽部 箱根スタイル</del>
	86	〒250-0631	箱根町仙石原1251	大涌谷園地駐車場	○	86	〒250-0522	箱根町元箱根159-146	ダイヤモンド箱根ソサエティ
	87	〒250-0631	箱根町仙石原1251-1	箱根ロープウェイ 大涌谷駅	○	87	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-171</del>	<del>リブマックスリゾート箱根芦ノ湖</del>
	88	〒250-0408	箱根町強羅1300	箱根ロープウェイ 早雲山駅	○	88	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-22</del>	<del>悠々 yu-yu onsen Hote</del>
	89	〒250-0631	箱根町仙石原1244	箱根ロープウェイ 姥子駅	○	89	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根159-71</del>	<del>箱根 七福荘</del>
	90	〒250-0408	箱根町強羅1300	箱根登山ケーブルカー 中強羅駅/上強羅駅	○	90	〒250-0522	箱根町元箱根164-1	箱根町総合体育館(星槎レイクアリーナ箱根)
	<del>91</del>	<del>〒250-0522</del>	<del>箱根町元箱根110</del>	<del>駒ヶ岳ロープウェイ 駒ヶ岳山頂駅</del>	<del>エリア外</del>				
	92	〒250-0408	箱根町強羅1300	箱根登山ケーブルカー 早雲山駅	○				